

ニ關シ規定ニ違反ナシタルトキハ之レガ罰則ハ法人ニ適用セラルナリ

### 第一節 肥料取締法施行規則ノ部

一 肥料營業ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ行商ヲ爲サントスルトキハ行商地ノ地方長官ニ願出デ行商鑑札ヲ受ケ之ヲ携帯スベキモノニシテ又雇人其ノ他ノ從業者ヲシテ行商ヲ爲サシムル場合ニ於テハ各之ヲ携帯スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

二 行商者ヲ變更シタルトキ又ハ肥料營業者若クハ行商者ノ氏名、名稱若クハ住所ニ變更アリタルトキハ肥料營業者ハ二週間内ニ行商地ノ地方長官ニ鑑札ノ書換ヲ出願シ行商ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク鑑札ヲ返納スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

三 肥料營業者死亡シタルトキハ其ノ相續人、行商者死亡シタルトキハ其ノ肥料營業者ガ「二」ノ記載ニ準シ遲滞ナク行商ノ鑑札ヲ返納スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

四 肥料ノ製造者營業所ノ位置ヲ變更シ又ハ肥料ノ輸入、移入若クハ賣買ノ營業者保證票ヲ添付スベキ肥料ニシテ其ノ保證成分量ヲ變更セントスルトキハ所轄地方長官ノ認可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

五 肥料製造營業者ガ氏名、名稱、住所、藏置所ノ位置又ハ肥料ノ輸入、移入若クハ賣買ノ營業者ガ氏名、名稱、住所、藏置所ノ位置、製造者ノ氏名、名稱及其ノ主タル製造場所所在地又ハ肥料生産地ノ事項ニ變更アリタルトキ若クハ其ノ營業ヲ廢止若クハ休止シタルトキハ二週間内ニ其休止シタル營業ヲ開止シタルトキハ直ニ各製造場營業所及藏置所所在地ノ地方長官ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

六 肥料營業者其ノ營業ヲ廢止若クハ休止シタルトキハ二週間内ニ各製造場營業所藏置所等ノ地方長官ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

七 肥料營業者死亡シタルトキハ其ノ相續人ハ「六」ノ記載ニ準シ其ノ旨届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

八 肥料營業者其ノ營業ノ免許又ハ「七」ニ記載セル等ニ關スル認可ニ對シ其ノ製造場、營業所、藏置所カ二以上ノ道府縣ニ涉ルモノナルトキハ其ノ免許又ハ認可ノ日ヨリ一週間内ニ願書及其ノ添付書類、免許書及認可書ノ寫ヲ添へ其ノ旨關係地方長官ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

九 肥料營業者ハ各製造場及營業所ニ於テ其ノ營業ニ關スル願書其ノ添付書類、免許書及認可書、届書又ハ其ノ寫ヲ備へ置クベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

キハ

- 一〇 保證票ニハ規定ノ如ク保證票ナル文字、肥料ノ名稱、肥料百分中ノ主成分量、保證票ヲ添付スル者ノ氏名若クハ名稱、主タル營業所ノ位置若クハ營業種別、前記ノ外肥料製造ノ營業者ニ在リテハ其ノ肥料ノ製造年月日及製造場ノ所在地、輸入、移入ノ營業者ニアリテハ肥料ノ輸入若クハ移入ノ年月日、仕入先、肥料賣買ノ營業者ニ在リテハ其ノ肥料ノ製造、輸入若クハ移入ノ營業者ノ氏名若クハ名稱又ハ仕入先及保證票添付ノ年月日及商標、商號、電話番號ノ外他ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ザルニ(原料ノ名稱及其ノ配合歩合ト併セテ有機性窒素ノ最少量ヲ記載スルコトヲ妨グザルナリ)之レニ違反ナシタルトキハ
- 一一 肥料營業者ニシテ肥料ヲ輸入若クハ移入スルトキ又ハ輸入港若クハ移入港ニ於テ輸入若クハ移入ノ肥料ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其ノ陸揚後(大豆油粕ニ付テハ此限ニアラザルナリ)遲滯ナシ肥料ノ名稱、數量、仕入先并ニ陸揚ノ場所及年月日ヲ陸揚地ノ地方長官ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 一二 肥料營業者ハ各營業所ニ帳簿ヲ備ヘ肥料ヲ讓受ケ若クハ肥料營業者ニ之ヲ讓渡ス毎ニ其ノ名稱、數量、價額、年月日、相手方ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 一三 肥料製造營業者ハ「一二」ニ記載セルノ外其ノ製造場ニ帳簿ヲ備ヘ肥料ヲ製造

- 一四 「一二」、「一三」ニ記載セル帳簿ハ之ニ最終ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ二年以上之ヲ保存スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 一五 肥料ノ製造、輸入又ハ移入ノ營業者ハ各營業所ニ於テ前年中ニ製造、輸入又ハ移入シタル肥料ノ名稱別ノ數量及價額ヲ製造、輸入又ハ移入ニ區別シ毎年二月末日迄ニ各營業所所在地ノ地方長官ニ届出ベキモノナルニ之ニ違反シタルトキハ
- 一六 肥料製造營業者ハ各製造場ニ於テ前年中ニ製造ノ原料ニ供シタル肥料ノ名稱別ノ數量及價額ヲ「一六」ニ記載ノ届出ト同時ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 一七 營業者其ノ營業ヲ廢止シタルトキハ其ノ營業者ヨリ又營業者死亡シタルトキハ相續人ヨリ其ノ届出ト同時ニ「一五」、「一六」ニ記載セル事項ニ準ジ届出ヲ爲スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 一八 肥料ノ效能ヲ誇稱シテ虚偽ノ廣告ヲ爲シタルトキハ  
一・二・三・四・五・六・七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八  
百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラル

第四節 害虫驅除豫防法ノ部

問

一 害虫田畑ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキ府縣知事ガ豫メ期限ヲ定メ該田畑ノ作人ヲシテ驅除豫防ヲ行ハシムルトキ之レガ命令ニ從ハザルトキハ

答

一 五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料又ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處セラレ

問

二 府縣知事ガ驅除豫防ノ爲必要トシテ市町村費ヲ以テ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物、菓稗、刈採、雜草ヲ拔棄若クハ燒棄セシムルトキ官吏若クハ其ノ指揮ヲ承クル者ノ行爲ヲ妨害シタルトキハ

問

三 土地所有者、管理者又ハ使用者ハ官吏及其ノ指揮ヲ承クル者ノ命令ニヨリ其ノ地ニ入り驅除豫防ニ從事スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

答

二・三 貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金又ハ十一日以上二十日以下ノ懲役ニ處セラレ

欠

# 欠

## 第二十七章

### 漁業

#### 第一節 漁業法ノ部

問問 問問

- 一 免許ニ依ラズ若クハ漁業ノ停止中漁業ヲナシタルトキハ
  - 二 漁具ヲ定置シ又ハ水面ヲ區劃シテ漁業ヲ爲スノ權利ヲ得ントスル者ハ行政官廳ノ免許ヲ受クベキモノナルニ(其ノ免許スベキ漁業ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定スルナリ)之レニ違反シタルトキハ
  - 三 免許漁業ノ制限又ハ免許ノ條件若クハ制限ニ違反シテ漁業ヲ爲シタルトキハ
  - 四 専用漁業ノ停止中其ノ漁場ニ於テ停止シタル漁業ヲ爲シタルトキハ
- 一・二・三・四 千圓以下ノ罰金ニ處セラル「營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セラ
- ルモ其營業者ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニア
- ラズ又營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ其ノ
- 業務ニ關シ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ
- 故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ガルヲ得ザルナリ又法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其他ノ從
- 業者法人ノ業務ニ關シ規定ヲ犯シタル場合ニ於テハ規定ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用

第二十七章 漁業

第一節 漁業法ノ部

問

五 汽船「トロール」ノ漁業ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得  
ザルニ之レニ違反シタルトキハ

答

六 「五」ニ記載セル漁業ニ關スル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ規定  
五・六 五千圓以下ノ罰金ニ處セラル「營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ規定  
ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セラルモ  
其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニアラズ又  
營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業  
務ニ關シ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故  
ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ザルナリ又法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其他ノ從  
業者法人ノ業務ニ關シ規定ヲ犯シタル場合ニ於テハ規定ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用  
セラルナリ」

問

七 汽船ノ捕鯨業ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ザルニ之  
レニ違反シタルトキハ

問

八 「七」ニ記載セル捕鯨等ニ關スル制限又ハ禁止ニ違反ナシタルトキハ  
九 爆發物ヲ使用シテ水産動植物ヲ採捕スルコトヲ得ザルニ（海獸捕獲ノ爲ニスル）之レ  
（場合ハ此限ニアラズ）

答

ニ違反ナシタルトキハ  
七・八・九 貳千圓以下ノ罰金ニ處セラル  
「營業者、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適  
用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セラルモ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力  
ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニアラズ又營業者ハ其ノ代理人、戸主、家  
族、同居者、雇人、其他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ規定ニ基キテ發スル命令ニ  
違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出ザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ガルルコトヲ得ザ  
ルナリ又法人ノ代表者又ハ其ノ雇人、其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ規定ヲ犯シ  
タル場合ニ於テハ規定ノ罰則ハ之レヲ法人ニ適用セラルナリ」

問

一〇 漁業權又ハ漁業組合員ノ漁業ヲ爲スノ權利ヲ侵害シタルトキハ  
一〇 五百圓以下ノ罰金ニ處セラル「此ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ゼラルルナリ又營  
業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用ス  
ベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セラルモ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有  
スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニアラズ又營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同  
居者、雇人、其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ規定ニ基キテ發スル命令ニ違  
反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ガルルコトヲ得ザ

ルナリ又法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其他ノ従業者法人ノ業務ニ關シ規定ヲ犯シタル場合ニ於テハ規定ノ罰則ハ之ヲ法定ニ適用セラルナリ

問

一 漁場ノ標識ヲ移轉シ、汚損シ又ハ毀壞シタルトキハ

一 五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラル  
「營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セラルモ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニアラズ又營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ關シ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ザルナリ、又法人ノ代表者又ハ其ノ雇人、其他ノ従業者法人ノ業務ニ關シ規定ヲ犯シタル場合ニ於テハ規定ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用セラルナリ」

問

一 海軍艦艇乗込將校、警察官吏、港務官吏、税關官吏、又ハ漁業監督吏員ガ必要アリト認メ船舶、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿物件ヲ検査ニ際シ之レガ職務ノ執行ヲ拒ミ若クハ妨グタルトキ及臨檢捜査ノトキ當該吏員ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若クハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ

答

一 二 參百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラル  
「營業者未成年者又ハ禁治産者ナルト

キハ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セラルモ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラズ又營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ關シ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザル故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ガルルコトヲ得ザルナリ又法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ關シ規定ヲ犯シタル場合ニ於テハ規定ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用セラルナリ」

### 第二節 漁業法施行規則ノ部

問

一 水産動植物ヲ疲憊又ハ斃死セシムベキ有毒物ヲ使用シテ水産動植物ヲ採捕スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

二 「一」ニ記載セル等ノ規定ヲ犯シ採捕シタル水産動植物ハ之ヲ所持又ハ販賣スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

三 禁漁区内ニ於テ其ノ禁止シタル水産動植物ヲ採捕シタルトキハ

問

一・二・三 三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處セラル

四 遡河魚類ノ通路ヲ遮斷シテ漁業ヲ爲ストキハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ魚道ヲ

開通スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

五 藻手繰網漁業、藻漕網漁業、藻打瀬網漁業、藻曳網漁業、潜水器漁業、空約網漁業ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

六 禁漁區又ハ地方長官ヨリ許可ヲ受ケタル者其ノ許可セラレタル區域ノ標識ヲ移轉シ、汚損シ又ハ毀壞ナシタルトキハ

四・五・六 五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラル

七 「五」ニ記載セル許可ヲ受ケタル漁業者漁業ヲ爲ストキハ鑑札ヲ携帯スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

第三節 汽船「トロール」漁業取締規則ノ部

一 汽船「トロール」漁業ハ農商務大臣ノ告示シタル禁止區域内ニ於テハ之ヲ營ムコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

二 汽船「トロール」漁業ハ許可ヲ受ケタル操業區域内ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

三 「トロール」汽船ニ於テハ「ラツタートロール」又ハ「ビームトロール」以外ノ漁具ヲ使用スルコトヲ得ザルニ（禁止區域外ニ於テ農商務大臣ノ許可ヲ受ケテ使用スル場合ハ此限ニ在ラズ）之レニ違反シタルトキハ

四 汽船「トロール」漁業ノ漁獲物ハ許可ヲ受ケタル漁獲物陸揚港ニ非サレバ之ヲ陸揚スルコトヲ得ザルニ（天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アルトキ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テ農商務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此限ニ在ラズ）之レニ違反シタルトキハ

五 船名又ハ許可番號ノ表記ヲ隠蔽シタルトキハ

六 正當ノ事由ナクシテ規定ノ操業日誌ヲ船舶内ニ備ヘズ又ハ毀棄シタルトキハ

七 正當ノ事由ナクシテ規定ノ操業日誌ノ記載ヲ爲サズ又ハ不正若ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ

八 海上衝突豫防法ニ規定シタル燈火ヲ掲ゲザルトキハ

九 漁業法ノ規定ニ依リ漁業監督ノ權限ヲ有スル者ヨリ晝間ニ在リテハ萬國船舶信號書ニ掲載スル停船信號ヲ掲ゲ且約一秒時ノ間隙ヲ以テ汽角ノ長聲（約四秒乃至六秒）一發短聲（約一秒時）四聲ヲ連發又夜間ニ在リテハ探海燈ヲ照ラシ且前記ト同様ノ音響信號ヲ爲シタルトキハ「トロール」汽船ハ直ニ停船スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

一、二、三、四、五、六、七、八、九、船長ヲ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處セラル

一〇 「トロール」汽船ノ船體ハ之ヲ黒色トシ船首部兩舷側上甲板直下鋪設孔ノ後方ニ一呎ノ間隔ヲ保チ白色ノ文字ヲ以テ明瞭ニ横ニ船名ヲ表記スベキモノナルニ(文字ハ其ノ大サ一呎半平方以上タルコトヲ要ス)之レニ違反シタルトキハ

一 「トロール」汽船ノ煙筒ハ其ノ上端ヨリ煙筒ノ直徑ニ等シキ距離以下十呎ノ間ヲ白色トシ其ノ以外ハ全部黒色トシ白色部ノ兩舷側及後側ニ規定ノ様式ニ依リ許可番號ヲ黒色ニ一呎大ノ文字ヲ以テ明瞭ニ縦ニ表記スベキモノナルニ(文字ハ各字劃ノ一呎ノ間隔ヲ保ツコトヲ要ス)之レニ違反シタルトキハ

二 「ラツターポール」ノ構造及「トロールベツド」ノ構造ハ其ノ規定ニ依ルベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

三 「ラツターポール」ニハ其ノ所屬船ノ名稱及許可番號ヲ表記スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

四 汽船「トロール」漁業ノ許可ヲ停止セラレ農商務大臣ヨリ當該船舶ノ碇泊港ヲ指定セラレタルトキハ其ノ港ニ碇泊スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

一〇、一一、一二、一三、一四、汽船「トロール」漁業者ガ百圓以下ノ罰金ニ處セラル

問

一五 船舶國籍證書及漁船検査證書ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ寫ヲ遲滞ナク農商務大臣ニ差出スベキモノナルニ(船長ノ變更ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ)之レニ違反シタルトキハ

問

一六 許可證ヲ亡失毀損シ又ハ許可證ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ事由ヲ具シ許可證ノ再交付又ハ訂正ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問

一七 汽船「トロール」漁業者死亡シ又ハ解散シタルトキ(起業ノ認可ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用セラル)其ノ相續人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ニシテ汽船「トロール」漁業ヲ繼續シテ營ム場合ニ於テハ相續又ハ合併ヲ證明スベキ書類及相續人又ハ消滅シタル會社ノ有シタル許可證ヲ添へ死亡又ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ許可證ノ書換ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問

一八 汽船「トロール」漁業者ガ他ノ汽船「トロール」漁業者ヨリ「トロール」汽船ヲ讓受ケ若ハ借受ケ又ハ貸付シタル汽船ノ返還ヲ受ケ汽船「トロール」漁業ヲ營ムントスル場合ニ於テハ讓受ケ、借受ケ又ハ返還ヲ受ケタルコトヲ證スル書類及許可證ヲ添へ讓受ケ、借受ケ又ハ返還ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ許可證ノ書換ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問

一九 汽船「トロール」漁業ヲ廢止シ又ハ其ノ許可ヲ取消サレ若ハ許可ノ効力ヲ失ヒ



タルトキハ直ニ許可證ヲ返納スベキモノナルニ(已ムコトヲ得ザル事由ニ因リテ之ヲ返納スルコト能ハザルトキハ其ノ旨ヲ届出ベキコト)之レニ違反シタルトキハ

二〇 汽船「トロール」漁業者ハ毎年十二月末日ヨリ事業年度ノ定メアルトキハ其ノ終了ノ日ヨリ二月内ニ一年度又一事業年度ノ事業報告書ヲ作り之ヲ農商務大臣ニ差出スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

二一 汽船「トロール」漁業者ハ毎月二十五日迄ニ其ノ前月分ノ成績ヲ農商務大臣ニ報告スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

二二 汽船「トロール」漁業者船長ヲ雇入レタルトキハ乗組マシムベキ船舶ノ名稱、族籍及住所ヲ記載シタル履歷書ヲ添へ之ヲ農商務大臣ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

二三 「二二」ニ記載シタル船長ノ族籍、氏名若ハ住所又ハ乗組船舶ニ變更アリタルトキハ十五日内ニ之ヲ農商務大臣ニ届出ヅベキモノナルニ(船長ヲ解僱シタルトキハ亦同ジ)之レニ違反シタルトキハ

二四 農商務大臣ニ於テ必要アリト認メラレ報告書其ノ他ノ書類ノ提出ヲ命ゼラレタルトキ之レニ違反シタルトキハ

二五 農商務大臣ニ於テ必要アリト認メラレ船長ノ下船ヲ命ゼラレタルトキ又ハ汽船「トロール」漁業者ニ對シ船長ノ解僱ヲ命ゼラレタルトキ之レニ違反シタルトキハ

一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五 汽船「トロール」漁業

- 問 者ガ科料ニ處セラル
- 二六 許可ヲ受ケズ營ミタル汽船「トロール」漁業ノ漁獲物ナルコトヲ知リテ販賣シタルトキハ
- 二七 「一」及「二」ニ記載セル規定ニ違反シテ營ミタル汽船「トロール」漁業ノ漁獲物ナルコトヲ知リテ販賣シタルトキハ
- 二八 「トロール」汽船ヲ漁獲物ノ運搬ニ使用セントスル者ハ農商務大臣ノ許可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ
- 二六・二七・二八 百圓以下ノ罰金ニ處セラル

### 第四節 瀬戸内海漁業ノ部

一 瀬戸内海(紀伊國日ノ御崎燈臺ヨリ阿波國伊島及前島ヲ經テ浦生田崎ニ至ル直線及伊豫國佐田岬ヨリ至ル直線ヲ)ニ於テ文鎮漕、掛繩漕其ノ他空釣漕ヲ使用シテ漁業ヲ爲スコトヲ得ザルニ(十一月十五日ヨリ翌年五月三十一日ニ至ル期間内左ニ掲ゲル直線ニ依リ區劃セラレタル水面ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケテ掛繩漕ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ則チ左掲トハ(イ)播磨國明石町右波止ヨリ此ノ「明石町右波止ヨリ讚岐國小豆島大角鼻見通線ト一本松ノ鼻ヨリ播磨國江井村センキノ鼻見通線トノ交叉點」交叉點ヲ經テ淡路國一本松ノ鼻ニ至ル直線(ロ)一本松ノ鼻ヨリ順次此ノ「一本松ノ鼻ヨリ小豆島金ヶ崎見通線ト淡路國江井崎ヨリ播磨國上島頂上見通線」交叉點及江井崎ヨリ上ノ島頂上見通線トセンキノ鼻ヨリ大角見通線トノ交叉點ヲ經テセンキノ鼻ニ至ル直線ナリ)之レニ違反シタルトキハ

二 藻手線網、藻手瀬網、藻漕網、藻曳網ヲ使用シテ漁業ヲ爲スコトヲ得ザルニ(網目方五分以上ヲ有スル鳥賊手線網、藻曳網及藻鳥賊曳網ハ此ノ限ニ在ラズ)之レニ違反シタルトキハ

- 問 三 八月十一日ヨリ九月二十日ニ至ル期間内打瀬網ヲ使用シテ漁業ヲ爲スコトヲ得ザルニ(網目方五分以上ヲ有スル)之レニ違反シタルトキハ
- 答 一・二・三 百圓以下ノ罰金ニ處セラル
- 問 四 「一」ヨリ「三」迄ニ記載セル事項ヲ犯セル漁獲物ナルコトヲ知りテ之ヲ販賣シタルトキハ
- 答 四 參拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラル

### 第五節 鯨漁取締規則ノ部

- 問 一 帆船ヲ使用シテ鯨漁ヲ爲サントスル者ハ農商務大臣ノ許可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シテ鯨漁ヲナシタルトキハ
- 問 二 鯨漁ノ據根地ヲ設ケントスル者ハ一根據地毎ニ農商務大臣ノ許可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シテ根據地ヲ設置シタルトキハ
- 問 三 汽船捕鯨業者ニ非ザル者ニシテ農商務大臣ノ必要ト認メラレ鯨ノ種類、鯨漁ノ時期、區域又ハ船數ヲ定メ鯨漁ヲ禁止若クハ制限ノ告示アリタルトキ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 四 鯨漁又ハ根據地設置ノ許可ノ條件若クハ制限ニ違背ナシタルトキハ
- 答 一・二・三・四 百圓以下ノ罰金ニ處セラル
- 問 五 許可證ヲ亡失毀損シ又ハ許可證ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ其事

- 由テ具シ許可證ノ再交付又ハ訂正ノ願書ヲ農商務大臣ニ差出スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 六 鯨漁ノ許可ヲ受ケタル者ハ規定ノ雛形ノ旗章ヲ船舶ノ見易キ場所ニ掲揚スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 七 鯨漁ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ許可ヲ取消サレ、許可ノ效力ヲ失ヒ又ハ業務ヲ廢止シタルトキハ一箇月以内ニ許可證ヲ返納スベキモノナルニ(鯨漁ノ許可ヲ受ケタル者死亡シ又ハ解散シタルトキハ其相續人又ハ清算人ヨリ之レガ返納ノ手續ヲ爲スベキモノナリ)之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 八 鯨漁ノ許可ヲ受ケタル者ハ各事業年度終了ノ日ヨリ一箇月以内ニ事業報告書ヲ農商務大臣ニ差出スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 九 規定ニ依リ鯨漁船舶ニ附スベキ標章ヲ附セザルトキハ
- 問 一〇 農商務大臣ヨリ必要ト認メラレ隨時報告書其他ノ書類ノ提出又ハ鯨ニ關スル調査ヲ命ゼラレ之レニ違反ナシタルトキハ
- 答 五・六・七・八・九・一〇 科料ニ處セラル

### 第六節 遠洋漁業獎勵法ノ部

- 問 一 詐偽ノ所爲ヲ以テ獎勵金ヲ受ケタルトキハ

二 漁船獎勵金ヲ受ケタル船舶ノ所有者及其ノ承繼人ハ其ノ獎勵金ヲ受ケタル日ヨリ五箇年間之ヲ外國人ニ讓渡、貸付又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ザルニ（既ニ受ケタル債シタルトキ、天災其ノ他抗拒スベカラザル強制ニ因リ航行ニ堪ヘザルニ至リタルトキ又ハ主務大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ）之レニ違反ナシタルトキハ一・二・三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處セラレ又未遂ノトキハ未遂罪トシテ罰セラル「當業者ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ規定ニ依リ當業者ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セラルモ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ又當業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ之レガ規定ニ違反ナシタルトキハ自己ノ指揮ニ出ザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ザルナリ而シテ以上ノ場合ニ於テハ懲役、禁錮又ハ拘留ノ刑ニハ處セラルルコトナシ又法人ノ代表者若クハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ違犯シタル場合ニ於テハ之レガ罰則ハ法人ニ適用セラルモ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ處スベキコトヲ規定シアルトキハ法人ヲ參百圓以下ノ罰金ニ處セラル」

第七節 遠洋漁業獎勵法施行細則ノ部

一 漁業獎勵金下付ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ許可期間内、漁船獎勵金ヲ受ケタル

船舶ノ所有者ハ漁船獎勵金ヲ受ケタル日ヨリ五箇年内ニ於テ業務ヲ廢止シタルトキ又ハ法人若クハ組合ガ解散若クハ破産シタルトキ又ハ船舶ガ日本船舶ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ船舶ガ滅失、沈没シ若クハ行衛不明トナリタルトキ若クハ解撤セラレタルトキ又ハ船體、機關若クハ冷藏機械ノ現狀ニ重要ナル變更ヲ爲シタルトキ又ハ船舶検査證書若クハ船鑑札ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキ又ハ以上記載ノ外獎勵金ヲ受クベキ條件ヲ缺キタルトキハ（法人若クハ組合ガ解散又ハ破産破産管財人ヨリ之レガ手續ヲ爲スベキモノナリ）其ノ事實ノアリタル日又ハ其ノ事實ヲ知リタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ旨農商務大臣ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

二ノ二 漁業獎勵金ヲ受ケ機關、冷藏機械又ハ副漁具ヲ据付ケ若ハ据付ケシメタル船舶ノ所有者又ハ其ノ承繼人ガ其ノ獎勵金ヲ受ケタル日ヨリ五箇年内ニ機關、冷藏機械又ハ副漁具ヲ船舶ヨリ除去セントスルトキハ規定ノ願書ヲ差出シ農商務大臣ノ認可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

二 漁業獎勵金又ハ漁船獎勵金下付ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ其ノ許可期間内ニ、漁船獎勵金ヲ受ケタル船舶ノ所有者ニシテ其ノ獎勵金ヲ受ケタル日ヨリ五箇年内ニ氏名若クハ名稱又ハ住所ヲ變更シタルトキ又ハ死亡シタルトキハ二週間内ニ其ノ旨農商務大臣ニ届出ベキモノナルニ（死亡ノ場合ニ於テハ相続人ヨリ其ノ手續ヲ爲スベキナリ）之レニ違反ナシタル

ルトキハ

二ノニ 漁業獎勵金ヲ受ケタル船舶ノ所有者又ハ其ノ承繼人ニシテ其ノ獎勵金ヲ受ケタル日ヨリ五箇年內ニ業務目論見書ニ記載シタル業務ノ種類、業務ノ期間又ハ業務ノ場所ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ農商務大臣ノ認可(其ノ船舶ヲ使更セントスル業務目論見書ニ從テ爲ス漁業又ハ漁獲物ノ處理運搬業ニ付漁業獎勵金下付ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラズ)ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

三 漁業獎勵金ヲ受ケタル船舶ノ所有者ニシテ漁船獎勵金ヲ受ケタル日ヨリ五箇年內ニ其ノ船舶ヲ讓渡シタルトキハ遲滯ナク規定ノ書式ニ依リ之レガ届書ヲ農商務大臣ニ差出スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

四 漁船獎勵金ヲ受ケタル船舶ノ所有者又ハ其ノ承繼人ニシテ遠洋漁業獎勵ノ規定ニ依リ毎年業務期間ノ四分ノ三以上遠洋ニ於ケル漁獲又漁獲物處理運搬ノ爲之ヲ使用セシムルコト能ハザルトキ又ハ漁業獎勵金下付ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ其許可期間內ニ於テ業務ヲ休止セントスルトキハ其事由ヲ具シ農商務大臣ノ認可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

五 漁業獎勵金下付ノ許可ヲ受ケタル者ハ毎年業務期間ヲ終リタル日ヨリ二箇月以

内ニ業務收支計算書ヲ農商務大臣ニ差出ベキモノナルニ(事業年度ヲ定メタルモノニ在リテハ其ノ年度ノ終了後二箇月以內ニ之ヲ差出スコトヲ得)之レニ違反ナシタルトキハ

六 漁船獎勵金ヲ受ケタル船舶ノ所有者ハ漁船獎勵金ヲ受ケタル日ヨリ五箇年間其ノ船舶ヲ使用シ若クハ使用セシメタル業務ニ關シ毎年一回其ノ業報報告書ヲ農商務大臣ニ差出ベキモノナルニ(其ノ業務主ニシテ五ニ記載セル適)之レニ違反ナシタルトキハ

七 漁業獎勵金下付ノ許可ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ許可期間內、漁船獎勵金ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ獎勵金ヲ受ケタル日ヨリ五箇年間ハ帳簿ヲ備ヘ其ノ業務ニ關スル收支ヲ記載シ帳簿閉鎖ノトキヨリ二箇年間之ヲ保存スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

八 漁船獎勵金ヲ受ケタル船舶ノ所有者ニシテ漁船獎勵金ヲ受ケタル日ヨリ五箇年內ニ於テ天災其ノ他抗拒スベカラザル強制ニ因リ航行ニ堪ヘザル場合ニ其ノ船舶ヲ外國人ニ讓渡、貸付又ハ擔保ニ供シタルトキハ所有者又ハ船長ヨリ其ノ事由ヲ具シ農商務大臣ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

九 帳簿ノ検査ヲ拒ミタルトキハ  
一・二ノ二・三・四・五・六・七・八・九 百圓以下ノ罰金ニ處セラル

### 第八節 「イバラ」蟹捕獲ノ部

- 問 一 「イバラ」蟹(北海道方面方言「タラガ」ノ雌又ハ胸甲ノ幅五寸未満ノ雄ハ之ヲ捕獲スルコトヲ得ザルニ「漁具ニ罹リタルモノハ此ノ限ニ在ラズ」之レニ違反シタルトキハ「漁具ニ罹リタルモノハ此ノ限ニ在ラズ」之レニ違反シタルトキハ)
- 問 二 「一」ニ記載セル蟹ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ製品ト爲スコトヲ得ザルニ(漁具ニ罹リタルモノハ此ノ限ニ在ラズ)
- 問 三 「一」ニ記載セル蟹又ハ其ノ製品ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ所有シ若ハ所持スルコトヲ得ザルニ(漁具ニ罹リタルモノハ此ノ限ニ在ラズ)
- 答 一・二・三 百圓以下ノ罰金ニ處セララル(此ノ規定ハ離島ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内北海道ニ限リ之ヲ施行セラルナリ)

## 第二十八章 家畜、蹄鐵

### 第一節 馬匹ノ輸出ヲ禁ズルノ部

- 問 一 大藏大臣ヨリ特ニ馬匹ノ輸出ヲ禁ゼラレタルトキ其ノ命令ニ違反シテ馬匹ノ輸出ヲ爲シ又ハ爲サントシタルトキハ
- 答 一 一年以下ノ懲役又ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處セララル

### 第二節 馬匹去勢法ノ部

- 問 一 牡馬ノ去勢ノ施行ヲ拒ミタルトキハ
- 答 一 百圓以下ノ罰金ニ處セララル

### 第三節 家畜市場法ノ部

- 問 一 許可ヲ受ケズシテ家畜市場ヲ開設シタルトキハ
- 問 二 家畜市場開設者ガ規定又ハ命令ニ違反シタルトキ又ハ主務大臣若シハ地方長官ヨリ公益ヲ害スルノ虞アリト認メラレ其ノ業務ヲ停止若シハ制限セラレ之レニ違反シタルトキハ

第二十八章 家畜、蹄鐵 第一節 馬匹ノ輸出ヲ禁ズルノ部 第二節 馬匹去勢法ノ部 第三節 家畜市場法ノ部

答

一・二 五百圓以下ノ罰金ニ處セラル「家畜市場開設者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ之レニ適用セラルル罰則ハ其ノ法定代理人ニ適用セラルモ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニ在ラズ又家畜市場開設者若クハ家畜ニ關スル營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ之ニ違反ナシタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ガルルコトヲ得ザルナリ又法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ違反ナシタルトキハ規定ニ依ル罰則ハ之レヲ法人ニ適用セラルナリ」

問

三 家畜市場ニ於テハ其ノ場内又ハ其ノ附屬ノ場所ニ在ル家畜ニ非ザレバ之ヲ賣買交換スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

四 家畜ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ業トスル者若クハ屠肉販賣ノ目的ヲ以テ家畜ノ買入ヲ爲ス者ハ家畜市場附近ノ區域内ニ於テハ市場開催日及其ノ開催日前後ノ期間中其ノ市場ノ取扱フ家畜ヲ賣買交換スルコトヲ得ザルニ(命令ノ定ムル所ニ依リ行政ハ此ノ限)ニアラズ之レニ違反ナシタルトキハ

問

五 家畜市場開設者ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ市場ノ取扱フ家畜ノ賣買交換ヲ拒ムコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

六 家畜市場ノ休場又ハ廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

七 地方長官ヨリ必要アリト認メラレ常設家畜市場ニ付其ノ市場ノ取扱フ家畜ニ關シ指定シタル區域内ノ牛馬宿ニ於ケル賣買交換ヲ禁止又ハ制限セラレ之レニ違反ナシタルトキハ

問

八 主務大臣又ハ地方長官ヨリ必要アリト認メラレ官吏又ハ吏員ヲシテ家畜市場若クハ其ノ附屬ノ場所ニ臨檢シ市場開設者若クハ仲立業者ノ帳簿、書類其ノ他ノ物品ヲ検査シ又ハ市場若クハ其ノ附屬ノ場所ニ在ル家畜ヲ診斷セラレ之レガ移轉ヲ停止セラレタルトキ之レニ違反ナシタルトキハ

答

三・四・五・六・七・八 貳百圓以下ノ罰金ニ處セラル「家畜市場開設者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ之レニ適用セラルル罰則ハ其ノ法定代理人ニ適用セラルモ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニアラズ又家畜市場開設者若クハ家畜ニ關スル營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ之レニ違反ナシタルトキハ自己ノ指揮ニ出ザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ガルルコトヲ得ザルナリ又法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ違反ナシタルトキハ規定ニ依ル罰則ハ之レガ法人ニ適用セラルナリ」

問

九 「八」ニ記載セル職務ノ執行ヲ拒ミ若クハ妨ケタルトキ又ハ臨檢検査ノ際當該官

九

吏、吏員ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若クハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ  
九 參百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラルル「家畜市場開設者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ之レニ適用セラルル罰則ハ其法定代理人ニ適用セラルモ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ又家畜市場開設者若クハ家畜ニ關スル營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ之レガ規定ニ違反ナシタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ザルナリ又法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ違反ナシタルトキハ規定ニ依ル之レガ罰則ハ法人ニ適用セラルナリ」

### 第四節 家畜市場法施行規則ノ部

一

家畜市場開設者市場管理者ヲ定メタルトキハ其ノ氏名及住所ヲ地方長官ニ届出ベキモノナルニ(其ノ變更アリタ)之レニ違反ナシタルトキハ

一 科料ニ處セラル

二

家畜市場開設者ハ臺帳ヲ調製シ入場シタル家畜ヲ一頭毎ニ其ノ種類、産地、飼養地、性、毛色、高さ(羊豚ニ在リ)年齢及用途ヲ記入シ賣買交換シタル家畜ニ在リテハ尙賣買若クハ交換當事者ノ氏名又ハ名稱及住所并其ノ家畜ノ價額ヲ記入スベキ

三

モノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

四

日ニ於テ家畜市場開設者ヲ經テ之ヲ授受スベキモノナルニ(特別ノ事由ニ依リ家畜市場ハ此ノ限)之レニ違反ナシタルトキハ  
四 家畜市場ニ於テハ獸醫ヲシテ市場若クハ其ノ附屬地ニ墜入ルル家畜ノ健康檢査行ハシムベキモノナルニ(常設家畜市場ニ於テハ家畜ノ衛生事務ニ從事セシムル爲獸醫ヲ置クベキナリ)之レニ違反ナシタルトキハ

五

仲立業者ハ家畜市場開設者ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ其ノ市場ニ於テ仲立スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

六

仲立業者ハ其ノ業務ヲ行フ家畜市場ニ於テハ自己ノ計算ヲ以テ家畜ヲ賣買交換スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

七

家畜市場ニ於テハ市場ノ名稱、家畜市場開設者及市場管理者ノ氏名ヲ榜示シ市場ノ業務規程ヲ場内ニ備付ケ且其ノ摘要ヲ揭示スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

八

常設家畜市場ノ開設者ハ其ノ市場ニ於テ賣買交換セル家畜ノ頭數、價額及其ノ平均、最高、最低價格ヲ種類、牝牝幼壯別ニ分チ其ノ當日又ハ翌日場内ニ揭示ス

第二十八章 家畜、附錄

第四節 家畜市場法施行規則ノ部

問問問

- 九 規定ニ依ル認可ヲ受ケズシテ家畜市場ノ仲立業ヲ爲シタルトキハ
- 一〇 「八」ニ記載セル事項ニ付虚偽ノ揭示ヲ爲シタルトキハ
- 二・三・四・五・六・七・八・九・一〇 百圓以下ノ罰金ニ處セラル

第五節 牛馬商取締規則ノ部

問問問

- 一 詐偽ノ所爲ヲ以テ免許ヲ受ケ又ハ免許ヲ受ケズシテ牛馬商ヲ營ミタルトキハ
- 二 牛馬商ニシテ牛又ハ馬ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ強請シタルトキハ
- 三 牛馬商ニシテ牛又ハ馬ノ種類、產地、血統若クハ年齢ヲ偽リ又ハ疾病惡癖ヲ隱蔽シテ之ガ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲シタルトキハ
- 四 獸疫ノ疑アリ若クハ所有者ノ分明ナラザル牛又ハ馬ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲シタルトキハ

問問問

- 一・二・三・四 百圓以下ノ罰金ニ處セラル
- 五 牛馬商ハ免許鑑札ヲ携帯スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 六 牛馬商ハ規定ニ依リ設置シタル組合ノ定款ニ依リ組合市場ニ附スベキ義務ノ履行ヲ終ラザル組合員ノ幟又ハ駒ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲スコトヲ得ザルニ

問

七 牛馬商ハ帳簿ヲ調製シテ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲シタル年月日、牛馬ノ別、種類、產地、性、年齢、毛色、代價及賣買若クハ交換當事者ノ住所氏名ヲ記入スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

八 牛馬商ハ免許鑑札ヲ毀損亡失シ又ハ住所、族籍、氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク其ノ再渡又ハ書換ヲ地方長官ニ願出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

九 牛馬商ハ住所ヲ他ノ府縣内ニ移轉シタルトキハ當初免許ヲ受ケタル地方長官ニ之ヲ届出デ且住所所在地ノ地方長官ニ免許鑑札ノ書換ヲ願出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問

一〇 牛馬商ニシテ一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ又ハ家畜市場法又ハ之レニ基キタル命令ニ違背シ處罰ヲ受ケタルトキハ免許ノ效力ヲ失フベキモノナルニヨリ遲滞ナク免許鑑札ヲ返納スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

答

五・六・七・八・九・一〇 科料ニ處セラル



### 第六節 馬匹調査及検査施行規則ノ部

- 問 一 年齢(算年ナリ)四歳ノ馬ノ所有者ハ十一月一日調ヲ以テ其ノ馬ノ名稱、性、用役、體尺、毛色、別徴及種類ヲ同月十日迄ニ現住地ノ市町村長ニ届出ベキモノナルニ(産地明瞭ナルモノハ併テ之ヲ届出ルモノトス)之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 二 外國又ハ此ノ規定ヲ施行セザル地ヨリ馬ヲ牽入レタルトキ、官廳ヨリ馬ノ拂下ヲ受ケタルトキ又ハ徵發令ニヨリ事故ノ爲メ徵發免除セラレタル馬ニシテ其資格消滅シタルトキハ所有者ヨリ其ノ馬ノ年齢及「一」ニ記載セル事項ヲ十日以内ニ現住地ノ市町村長ニ届出ベキモノナルニ(年齢三歳以下ノ馬ハ此ノ限ニアラズ)之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 三 「一」、「二」ニ記載セル馬ニシテ死亡シタルトキ、名稱ヲ變更シ若クハ去勢ヲ行ヒタルトキ、徵發免除ノ資格ヲ生ジタルトキ、失跡盜難等ニ依リ所在不明ト爲リ三月ヲ經過シタルトキ若クハ所在不明ト爲リタル馬ヲ回收シタルトキ、現住ノ市町村外ニ飼養シ若クハ飼養地ヲ現住ノ市町村内ニ移シタルトキハ所有者ヨリ十日以内ニ其ノ旨ヲ現住地ノ市町村長ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 四 「一」、「二」ニ記載セル馬ニシテ所有者ト共ニ他ノ市町村ニ移轉シタルトキハ所

有者ヨリ十日以内ニ其ノ旨ヲ新舊兩地ノ市町村長ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

- 問 五 「一」、「二」ニ記載セル馬ニシテ賣渡、贈與等ニ依リ馬ヲ手離シタルトキハ(新所有者ノ住所氏名并ニ當該馬ニ係ル「一」ニ記載セル事項ヲ届出ルコトヲ要スルモノナリ)所有者ヨリ十日以内ニ其ノ旨ヲ現住地ノ市町村長ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 六 「一」、「二」ニ記載セル馬ニシテ買受、受贈等ニ依リ馬ヲ牽入レタルトキハ(住所氏名并ニ當該馬ニ係ル「一」ニ記載セル事項ヲ届出ルコトヲ要スルモノナリ)所有者ヨリ十日以内ニ其ノ旨ヲ現住地ノ市町村長ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 七 馬ノ所有者規定ニ依リ管理人ヲ設ケ又ハ之ヲ變更若クハ廢止シタルトキハ十日以内ニ其ノ住所氏名ヲ管理人現住地ノ市町村長ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 八 馬ノ共有者ハ共有者中ヨリ一人ノ總代人ヲ定メ共有者連署ノ上其ノ住所氏名ヲ十日以内ニ總代人現住地ノ市町村長ニ届出ベキモノナルニ(其ノ總代人ヲ變更シタルトキ亦同ジ)之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 九 馬ノ所有者規定ニ依ル馬ノ検査ニ關スル通知ヲ受ケタルトキハ其ノ馬ヲ検査場ニ出塲セシムベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 一〇 詐偽ノ行爲ヲ以テ検査ヲ免レ又ハ免レントシタルトキハ  
 一・二・三・四・五・六・七・八・九・一〇 拘留又ハ科料ニ處セラレ

第七節 種牡馬検査法ノ部

問 一 検査ニ合格セザル牡馬又ハ證明ノ效力ヲ失ヒ若クハ停止セラレタル種牡馬ヲ種付ケニ使用シタルトキハ  
 答 一 貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處セラレ

第八節 種牡馬検査法施行規則ノ部

問 一 種牡馬所有者又ハ管理者ハ證明書ノ有効期間滿了シ引續キ検査ヲ受ケザルトキ、種牡馬斃死シタルトキ、種牡馬ノ用ニ廢シタルトキ、馬政長官又ハ地方長官ヨリ疾病其ノ他ノ事故ニ依リ種牡馬ニ不適當ナリト認メラレ其ノ證明ノ效力ヲ取消サレタルトキハ三十日以内ニ證明書ヲ地方長官ニ返納スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ  
 問 二 種牡馬ノ所有者又ハ管理者ハ種牡馬ノ種付ヲ爲ストキハ證明書ヲ携帯スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ  
 問 三 「二」ニ記載セル證明書ハ職權アル官吏又ハ牡馬所有者若クハ管理者ヨリ其ノ関

問 覽ヲ請求スルトキハ拒ムコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ  
 問 四 「二」ニ記載セル證明書ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ種牡馬ノ所有者又ハ管理者ハ地方長官ニ届出テ證明書ノ更正ヲ受クベキモノナルニ(種牡馬ノ所有權ヲ移轉遺贈ニ依ル場合ヲ除クノ外)之レニ違反ナシタルトキハ(種牡馬ノ所有權ヲ移轉讓渡人ノ連署ヲ要スルナリ)

問 五 種牡馬ノ所有者又ハ管理者ハ規定ニ依ル帳簿ヲ調製シ種付ニ關スル事項ヲ記載スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ  
 問 六 牡馬所有者又ハ管理者産駒ノ血統證ヲ請求スルトキハ種牡馬ノ所有者又ハ管理者ハ正當ノ理由ナクシテ之ガ交付ヲ拒ムコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 七 馬政長官又ハ地方長官ガ臨時主任官吏ヲシテ種牡馬ノ狀況、産駒ノ成績及「五」ニ記載セル帳簿検査ノ場合ニ於テハ種牡馬ノ所有者又ハ管理者ハ其ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ザルモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ  
 答 一・二・三・四・五・六・七 科料ニ處セラレ

第九節 種牡牛検査法ノ部

問 一 検査ニ合格セザル牡牛又ハ證明ノ效力ヲ失ヒ若クハ停止セラレタル種牡牛ヲ種付ケニ使用シタルトキハ  
 第二十八章 家畜、蹄鑑 第九節 種牡牛検査法ノ部

付ケニ使用シタルトキハ  
一 貳拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

第十節 種牡牛検査法施行規則ノ部

- 問 一 種牡牛ノ所有者又ハ管理者ハ證明書ノ有効期間満了シタルトキ、種牡牛斃死シタルトキ、種牡牛ノ用ヲ廢シタルトキ、疾病其他ノ事故ニヨリ種牡牛ニ不適當ナリト認メラレ之レガ證明ヲ取消サレタルトキハ三十日以内ニ證明書ヲ地方長官ニ返納スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 二 證明書ハ當該官吏又ハ種付ヲ受ケントスル牝牛ノ所有者若クハ管理者ヨリ其ノ閱覽ヲ請求スルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 三 種牡牛ノ所有者又ハ管理者ノ異動ヲ生シ又ハ其ノ住所氏名ヲ變更シタル場合ニ於テハ種牡牛ノ所有者又ハ管理者ハ地方長官ニ届出デ證明書ヲ書換テ受クベキモノナルニ(種牡牛ノ所有者ニ異動アリタルトキ)之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 四 證明書ヲ毀損又ハ滅失シタルトキハ種牡牛ノ所有者又ハ管理者ハ之ヲ地方長官ニ届出デ其ノ再渡ヲ受クベキモノナルニ(毀損ニ因リ再渡ヲ受クル場合ニハ)之レニ違反ナシタルトキハ

問

五 種牡牛ノ所有者又ハ管理者ハ帳簿ヲ調製シ種付ケテ受ケタル牝牛ノ種類、年齢、毛色、高サ、特徴、種付ケ年月日及其ノ所有者又ハ管理者ノ住所、氏名ヲ記載スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

六 牝牛ノ所有者又ハ管理者ニ於テ其ノ仔牛ノ血統證ヲ請求スルトキハ種牡牛ノ所有者又ハ管理者ハ正當ノ事由ナクシテ之ガ交付ヲ拒ムコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

七 當該官吏ガ種牡牛ノ狀況、仔牛ノ成績及「五」ニ記載セル帳簿ヲ調査セラルトキハ種牡牛及仔牛ノ所有者又ハ管理者ハ其調査ヲ拒ムコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

答

一・二・三・四・五・六・七 科料ニ處セラル

第十一節 蹄鐵工免許規則ノ部

- 問 一 免許ヲ受ケズシテ蹄鐵工ノ業ヲ爲シタルトキハ
- 問 二 蹄鐵工ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ業ニ關シ他人ノ依頼ヲ拒ムコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

答

二 壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處セラル

第十二節 産牛馬組合法ノ部

問

- 一 同業組合又ハ同業組合聯合會ノ證票若ハ検査證ヲ營業品ニ偽リテ附シタルトキ又ハ偽造、變造ノ證票若ハ検査證ヲ營業品ニ附シタルトキハ
- 一 十五日以上六月以下ノ懲役又ハ拾圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラル

答

## 第二十九章

### 屠場、獸疫

#### 第一節 屠場法ノ部

問 一 屠場(食用ニ供スル目的ヲ以テ獸畜則チ牛、豚、及馬ヲ屠殺スル場屋ヲ謂フナリ)以外ニ於テハ食用ニ供スル目的ヲ以テ獸畜ヲ屠殺解體スルコトヲ得ザルニ(自家用其ノ他特別ノ事情アル場)之レニ違反ナシタルトキハ

問 二 屠場ニ於テハ屠畜検査員ノ検査ヲ經ザル獸畜ヲ屠殺解體スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 三 屠肉、内臓其ノ他食用ニ供スル部分ハ屠畜検査員ノ検査ヲ經ルニ非ザレバ屠畜外ニ搬出シ又ハ製造ノ用ニ供シ若クハ貯藏スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 四 衛生上危害ヲ生シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認めラレ地方長官ヨリ屠場ノ使用ヲ停止セラレ之レニ違反ナシタルトキハ

答 一・二・三・四 参百圓以下ノ罰金ニ處セラル「屠畜ニ關スル營業者ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ規定ニ依リ適用セラル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セララルモ其

ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラズ又屠畜ニ關スル營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニテ其ノ業務ニ關シ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ザルナリ又法定ノ代表者若クハ其ノ雇人、其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ規定ニ違反シタル場合ニ於テハ其ノ罰則ハ法人ニ適用セララルナリ

### 第二節 屠場法施行規則ノ部

問

一 生體検査ノ際検査員ニ於テ獸畜ガ疾病ニ罹リ食用ニ供スベカラズト認メラレ屠殺ヲ禁シ角又ハ前蹄若クハ臀部ニ禁字ヲ烙印セラレタルトキハ検査員ノ認可ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ消除スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

答

一 二十五日以下ノ懲役ニ處セラル

問

二 地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ屠場主ノ名義ヲ變更スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

三 屠場使用料及屠殺料ハ其ノ額ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベキモノナルニ(之レ減スルトキ亦同ジ)之レニ違反ナシタルトキハ

問

四 屠場主又ハ屠畜業者ハ定額以外ノ料金ヲ受ケ又ハ正當ノ事由ナクシテ屠場ノ使

問

用若クハ屠殺ヲ拒ムコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

五 屠場ハ獸畜ノ屠殺解體ノ外他ノ目的ニ使用スルコトヲ得ザルニ(地方長官ノ認可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニアラズ)之レニ違反ナシタルトキハ

問

六 病畜ハ生體検査ニ於テ食用ニ供スルモ衛生危害ノ虞ナシト認メラレタルモノト雖下モ病畜屠室以外ニ於テ屠殺スルコトヲ得ザルニ(検査員ノ認可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニアラズ)之レニ違反ナシタルトキハ

問

七 屠場ハ常ニ清潔ナラシムベク屠室、緊留所、生體検査所及業務上使用スル器具ハ屠殺終了後之ヲ洗滌シ血液、汚物及汚水ハ検査員ノ指示ニ從ヒ之ヲ處置スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

八 生體検査ノ際検査員ニ於テ獸畜ガ疾病ニ罹リ食用ニ供スベカラズト認メラレ屠殺ヲ禁シ角又ハ前蹄若クハ臀部ニ禁字ヲ烙印セラレ其ノ傳染病ナル場合ハ直チニ隔離セシメ病毒ニ汚染シタル場所、物件ニ對シ消毒法清潔方法ノ施行ヲ命セラレ之レニ違反ナシタルトキハ

問

九 屠殺解體後検査員ニ於テ獸畜ガ傳染病ニ罹レルコトヲ發見シタルトキハ屠室其ノ他病毒ニ汚染シタル場所、物件ニ對シ消毒方法、清潔方法ノ施行ヲ命セラレ之レニ違反ナシタルトキハ

- 二・三・四・五・六・七・八・九 貳拾五圓以下ノ罰金ニ處セラル
- 一〇 屠場主又ハ屠畜業者ハ結核、癩、梅毒又ハ傳染性皮膚病ニ罹レン者ヲシテ獸畜ノ屠殺解體ヲ爲サシムルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 一〇 拾圓以下ノ罰ニ處セラル

第三節 獸疫豫防法ノ部

- 一 牛疫感染ノ疑アリ又ハ之ニ罹リタル牛、羊及狂犬病ニ罹リタル犬ハ所有者又ハ管理人ニ於テ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ撲殺スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 二 地方長官ハ獸疫豫防上必要ト認メラレ病性鑑定ノ爲メ剖檢ヲ要スル獸類ヲ撲殺又ハ鼻疽及皮疽、傳染性胸膜肺炎、豕虎列刺、豕羅斯疫ニ罹リタル獸類ノ撲殺ヲ命セラレ之レニ違反ナシタルトキハ
- 三 外國又ハ此規定ヲ施行セザル地方ヨリ獸疫侵入ノ危險アリト認メラレ有病地ヨリ又ハ有病地ヲ經テ輸入又ハ移入スル獸類及物品ノ檢疫ヲ行ヒ其ノ輸入若クハ移入ヲ停止セラレ之レニ違反ナシタルトキハ
- 四 獸類獸疫ニ罹リタルコト若クハ其ノ疑アルコトヲ發見シタル獸醫ハ直ニ其ノ旨

- ヲ所轄警察署又ハ市町村長ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ
- 五 地方長官獸疫豫防上必要ト認メラレ區域ヲ限リ健獸ノ検査アルトキ之レヲ妨ゲタルトキハ
- 六 警察官及獸醫又ハ檢疫委員獸類ノ検査又ハ免疫血清若クハ豫防液ノ注射ヲ行フ場合ニ於テ助力ヲ要求セラレタルトキ所有者又ハ管理人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 七 獸類獸疫ニ罹リタルトキ若クハ其ノ疑アルトキハ所有者又ハ管理人ニ於テ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ鎖錮シ若クハ健獸ト隔離シ其ノ監督ヲ承クベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 八 地方長官ヨリ獸疫豫防上必要ト認メラレ區域ヲ定メ獸類ノ種類ヲ限リ其ノ出入往來并病毒傳播ノ疑アル物品ノ運搬ヲ停止セラレ之レニ違反ナシタルトキハ
- 九 警察官及獸醫又ハ檢疫委員ニ於テ必要ト認メラレ一定ノ期間獸疫ニ罹リ又ハ其ノ疑アル獸類ヲ緊留シタル場所及其ノ邊傍ニ對シ交通ヲ遮斷セラレ之レニ違反ナシタルトキハ
- 一・二・三・四・五・六・七・八・九 五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラル
- 一〇 病性鑑定ノ爲撲殺シタル獸類ヲ除クノ外規定ニ依リ撲殺シ又ハ獸疫ニ罹リ斃

死シタル獸類ノ屍體ハ所有者又ハ管理人ニ於テ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ燒棄又ハ埋却スベキモノナルニ(屍體ハ各部ヲ採取シ又ハ剖檢ヲ爲スコトヲ得ザルモ病性鑑定又ハ學術研究ノ爲特ニ地方長官ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニアラズ)之レニ違反ナシタルトキハ

問 一 所有者又ハ管理人ハ警察署及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル物品ヲ燒棄、埋却シ若クハ之ニ消毒ヲ行フベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 一 所有者、管理人、車長又ハ船長ハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ獸疫ニ罹リ若クハ其ノ疑アル獸類ヲ緊留シタル場所、汽車、船舶等ニ消毒ヲ行フベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 一 規定ニ依リ撲殺シ又ハ獸疫ニ罹リ斃死シタル獸類ノ屍體及病毒ニ汚染シタル物品ノ埋却地ハ發掘若クハ使用スルコトヲ得ザルニ(地方長官ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限リニアラズ)之レニ違反ナシタルトキハ

問 一 地方長官ヨリ獸疫流行中必要ト認メラレ屠獸場及獸類化製場ノ營業ヲ停止又ハ獸類ノ種類ヲ限リ其ノ市場、共進會等ノ開設ヲ停止セラレ之レニ違反ナシタルトキハ

問 一 五 獸類、獸疫ニ罹リタルコト若クハ其ノ疑アルコトヲ發見シタル所有者又ハ管

理人ハ直ニ其ノ旨ヲ所轄警察署又ハ市町村長ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

答 一〇・一一・一二・一三・一四・一五 貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

### 第四節 獸疫豫防法施行細則ノ部

問 一 獸疫ノ病毒ニ觸接シタル者又ハ其ノ疑アル者ハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ消毒スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

### 第五節 畜牛結核病豫防法ノ部

問 一 畜牛ニ關シ検査ヲ受ケズ又ハ之ヲ拒ミ若クハ之ヲ妨ゲタルトキ又ハ検査ヲ受ケズシテ畜牛ヲ外國ヨリ輸入シ若クハ主務大臣ノ指定シタル地方ヨリ移入シタルトキハ

問 二 結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ隔離スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 三 重症結核病ニ罹リタル畜牛ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ撲殺スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ



問 四 外國ヨリ輸入スル畜牛ニシテ結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アルトキ税關長又ハ検査員ヨリ其ノ輸入又ハ移入ノ禁止緊留其ノ他必要ナル處分ヲ命ゼラレ之レニ違反ナシタルトキハ

答 一・二・三・四 百圓以下ノ罰金ニ處セラル「法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ規定ヲ犯シタル場合ニ於テハ罰則ヲ法人ニ適用セラルナリ」

問 五 結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛ヲ發見シタルトキハ所有者、管理者又ハ獸醫ニ於テ直ニ之ヲ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 六 結核病ニ罹リタル畜牛ノ乳汁、屍體及其ノ部分、畜牛ヲ置キタル場所并病毒ニ汚染シ及其ノ疑アル物品ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ消毒スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 七 重症結核病ニ罹リタル畜牛ノ乳汁并屍體及其ノ部分ハ皮角蹄ヲ除クノ外検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ燒棄又ハ埋却スベキモノナルニ（認可ヲ裝置ヲ以テ化製スルモ）之レニ違反ナシタルトキ（認可ヲ得タル合ハ此ノ限ニ在ラズ）

問 八 結核病ニ罹リタル畜牛ノ乳汁、屍體若クハ其ノ部分又ハ病毒ニ汚染シ若ハ其ノ疑アル物品ヲ埋却シタル場所ハ二箇年間之ヲ發掘スルコトヲ得ザルニ（行政官廳ノ許可ヲ得タル合ハ此ノ限ニ在ラズ）之レニ違反ナシタルトキハ

問 九 外國ヨリ輸入スル畜牛ハ輸入申告後特ニ定メタル場所ニ於テ「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依ル検査ニ關シテハ税關長及検査員ノ指揮ニ從フベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 一〇 「九」ニ記載セル畜牛ニシテ結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アルニヨリ税關長又ハ検査員ヨリ輸入又ハ移入ヲ禁止セラレタル者畜牛ヲ撲殺セントスルトキハ税關長及検査員ノ指揮ニ從フベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 一一 結核病ニ罹リタル畜牛ヲ置キタル場所并病毒ニ汚染シ及其ノ疑アル物品ヲ検査員ヨリ其ノ燒棄又ハ埋却ヲ命ゼラレ之レニ違反ナシタルトキハ

答 五・六・七・八・九・一〇・一一 貳拾圓以下ノ罰金ニ處セラル「法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ規定ヲ犯シタル場合ニ於テハ罰則ヲ法人ニ適用セラルナリ」

第六節 畜牛結核病豫防法施行規則ノ部

一 検査員、評價人、其ノ他行政廳ノ命ヲ承ケテ公務ヲ行フ者畜牛結核病豫防ノ規定執行ニ關シ不正ノ行為アリタルトキハ

一 二十五日以下ノ懲役又ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處セラル

- 二 検査員検査ヲ終リタルトキ畜牛ノ左耳ニ付セラレタル記號ヲ滅失セシメ又ハ目標ヲ毀損又ハ喪失セシメタルトキハ
- 二 二十五日以下ノ懲役又ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處セラレ
- 三 地方長官検査ノ爲必要ト認メラレ期間及區域ヲ定メ乳用牛、外國種牛及雜種種牛ノ移轉ヲ禁止又ハ制限セラレ之レニ違反ナシタルトキハ
- 四 地方長官ノ告示シタル検査期日二箇月以前ヨリ検査確定ニ至ル迄乳用牛、外國種牛及雜種種牛ニ「ツベルクリン」ノ皮下注射ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 五 地方長官ノ許可ヲ受ケタル者又ハ獸醫ニ非ザレバ乳用牛、外國種牛及雜種種牛ニ「ツベルクリン」ノ注射ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 一・二・三・四・五 二十日以下ノ懲役又ハ貳拾圓以下ノ罰金ニ處セラレ
- 六 乳用牛、外國種牛及雜種種牛ノ所有者又ハ管理者ハ地方長官ガ告示シタル検査期日一箇月前迄ニ其ノ住所、氏名、畜牛ノ頭數、種類、牝牡、年齢、毛色、用途及所在地ヲ規定ノ様式ニ依リ畜牛ノ所在地ヲ管轄スル官廳ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 七 「六」ニ記載セル届出期間後新ニ検査未済ノ畜牛ヲ所有シ又ハ管理スルニ至リタル者ハ「六」ノ記載ニ準ジ三日以内ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

- 八 検査未済ノ畜牛ニ關シ「六」、「七」ニ記載セル届出事項ニ變更アリタルトキハ規定ノ様式ニ依リ三日以内ニ之ヲ届出ベキモノナルニ(畜牛所在地ノ變更ニシテ他ノ官廳ノ管轄區域ニ亙ルトキハ新舊両地ノ官廳ニ届出ベキモノナリ)之レニ違反ナシタルトキハ
- 九 正當ノ事由ニ依リ検査ノ日時又ハ場所ニ於テ検査ヲ受クルコト能ハザル者ハ豫メ其ノ旨ヲ官廳ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 一〇 輕症結核病ニ罹リ又ハ結核病ノ疑アル畜牛ヲ屠殺セントスルトキハ検査員又ハ所轄官廳ノ指揮ヲ受ケ屠殺場内特ニ區畫シタル場所ニ於テ之ヲ行フベキモノナルニ(正當ノ事由アルトキハ所轄官廳ノ認可ヲ得テ他ノ場所ニ於テ之ヲ行フコトヲ得ルナリ又外國ヨリ輸入スル畜牛ヲ屠殺セントスル場合ニ於テ輕症結核病ニ罹リ又ハ結核病ノ疑アル畜牛ニ關シ之ヲ準用セラ)之レニ違反ナシタルトキハ
- 一一 結核病ニ罹リタル畜牛ノ屍體若クハ其ノ部分又ハ病毒ニ汚染シ若クハ其ノ疑アル物品ヲ移動セントスルトキハ検査員又ハ所轄官廳ノ指揮ニ從ヒ病毒ノ散布ヲ防グニ足ルベキ施設ヲ爲スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 一二 輕症ノ結核病ニ罹リ又ハ結核病ノ疑アル畜牛ヲ屠殺シタル場合畜牛ノ死後結核ノ病的變狀又ハ之ニ疑ハシキ症狀ヲ發見シタル場合又ハ畜牛ノ死後ニ於テ結核

ノ病的變狀ヲ發見シタル場合ニ於テ結核ノ病的變狀一臟器及其ノ淋巴腺ニ局限セ  
ルカ又ハ結核ノ病的變狀二三ノ臟器及其ノ淋巴腺ニ發生セルモ各部ノ變狀小部ニ  
局限シ急性結核ノ變狀ヲ呈セザルトキハ所有者又ハ管理者ニ於テ検査員、屠畜檢  
査員又ハ所轄官廳ノ指揮ニ從ヒ患部及之ニ近接セル組織ヲ切除シ之ヲ燒棄又ハ消  
毒ノ上埋却スベキモノナルニ（認可ヲ得タル裝置ヲ以テ化製スルモノハ此ノ限ニアラズ又二個以上  
ノ臟器及其ノ淋巴腺ニ於ケル結核ノ病的變狀蔓延セルトキ又ハ急性  
結核ノ變狀ヲ呈スルトキハ重症結核ニ罹リタル畜牛ニ準ジ之ヲ處置セラルナリ）之レニ違反ナシタルトキハ

一三 地方長官ノ許可ヲ受ケタル者又ハ獸醫方乳用牛、外國種牛及雜種牛ニ「ツベ  
ルクリン」ノ注射ヲ行ヒタルトキハ遲滯ナク検査員又ハ所轄官廳ニ届出ベキモノ  
ナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一四 畜牛ノ死後結核ノ病的變狀又ハ之ニ疑ハシキ症狀ヲ發見シタルトキハ所有者  
管理者又ハ獸醫ニ於テ直ニ検査員又ハ所轄官廳ニ届出デ其ノ指揮ヲ受クベキモノ  
ナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一五 結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛斃死シタルトキハ所有者又ハ管理者ニ於テ  
直ニ検査員又ハ所轄官廳ニ届出デ其ノ指揮ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反ナシ  
タルトキハ

六・七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五 貳拾圓以下ノ罰金ニ處セラレ

### 第七節 獸疫檢疫規則ノ部

一 檢疫官ガ獸類、其ノ屍體及皮骨類其ノ他獸疫傳播ノ虞アル物品ヲ搭載シタル船  
舶ニ臨檢シ船籍等ヲ船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ者ニ對スル尋問ニ答辯ヲ爲サズ又  
ハ虚偽ノ事實ヲ答辯ナシタルトキハ

二 檢疫官必要ト認メラレ航海日誌ノ檢閲ノトキ之ヲ拒ミタルトキハ

三 檢疫官ガ船舶ニ於テ獸類ノ檢診ヲ行フタル後獸疫ニ罹リ又ハ其ノ感染ノ疑アル  
獸類ヲ撲殺、燒棄又ハ檢疫ヲ行フ場所ニ送致スルコト（必要ト認メラルトキハ船舶ニ  
リ）其ノ他ノ獸類ハ直チニ之ヲ檢疫所ニ送致スルコト、又獸類ノ屍體ハ燒棄所ニ  
送致スルコトヲ命ゼラレ之レニ違反ナシタルトキハ

四 檢疫官ヨリ場所ヲ指定シテ皮骨類其ノ他獸疫傳播ノ虞アリト認メラレタル物品  
ノ送致ヲ命ゼラレ之レニ違反ナシタルトキハ

五 「三」、「四」ニ記載セル獸類、其ノ屍體及皮骨類其ノ他病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑  
アル物品ハ檢疫官ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外之ヲ他ニ移轉スルコトヲ得ザルニ之  
レニ違反ナシタルトキハ

六 朝鮮、清國、西伯利、臺灣其ノ他檢疫官ニ於テ有病地ト認ムル諸港ヨリ又之ヲ

經テ來タル船舶内ニ獸疫ニ罹リ若クハ其ノ感染ノ疑アリ又ハ斃死シタル獸類アリタルトキハ検査及消毒ヲ終ル迄検査信號(検査信號ハ晝間ハ船舶ノ前橋規定様式ノ旗ヲ掲ゲ夜下ニ連掲)ヲ掲ゲベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ (問ハ同シク前橋頭ニ紅色球燈一個白色球燈二個ヲ上スルナリ)

一・二・三・四・五・六 貳拾五圓以下ノ罰金ニ處セラル

第八節 獸醫免許規則ノ部

- 一 免許ヲ受ケズシテ獸醫ノ業ヲ爲シタルトキハ  
五圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處セラル
- 二 獸醫業停止中其ノ業ヲ爲シタルトキハ  
貳圓以上貳拾五圓以下ノ罰金ニ處セラル
- 三 獸醫正當ノ事由ナクシテ其ノ業ニ關シ他人ノ依頼ヲ拒ミタルトキハ  
壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ラセル

第九節 牛乳中移行スベキ毒藥劇藥ノ部

一 獸醫牛乳中ニ移行スベキ毒藥若クハ劇藥タル石炭酸、安知母紐膜鹽類、砒素及其ノ化合物、銅鹽類、越攝利涅、斯篤利幾尼涅其ノ他「アルカロイド」及其ノ鹽類、非沃苳草、別刺敦那草、水銀鹽類、沃度加留謨、阿片、鉛鹽類、藜蘆根、蕃木籠子、亞鉛鹽類、ノ藥品ヲ含有スル諸製劑ヲ處方シタルトキハ其ノ旨ヲ牛乳營業者ニ告知スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ  
壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處セラル

第二十九章 屠場、獸疫

第八節 獸醫免許規則ノ部  
第九節 牛乳中移行スベキ毒藥劇藥ノ部

第三十章

狩獵

第一節 狩獵法ノ部

問

一 狩獵ハ地方長官ニ願出テ免狀ヲ受クルニ非サレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルニ（欄、ハ圍障アル宅地内ニ於テ銃器ヲ使用セズシ）之レニ違反ナシタルトキハ（欄、又テ狩獵ヲ爲ス者ハ此ノ限ニ在ラザルナリ）

問

二 狩獵ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五日マデノ期間内（北海道ニ於テハ九月十五日ヨリ翌年四月十五日マデトス）ニ非ザレバ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

三 詐偽ノ所爲ヲ以テ狩獵免狀若クハ共同狩獵地ノ免許ヲ受ケ又ハ詐テ共同狩獵地ヲ表示シタルトキハ

問

四 爆發物、劇藥、毒藥、据銃又ハ危険ナキ畏若クハ陷穽ヲ以テ鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルト

問

五 日出前、日没後又ハ市街、人家稠密ノ場所、衆人群集ノ場所ニ於テ又ハ銃丸ノ達スベキ虞アル建物、船舶若クハ汽車ニ向テ銃獵ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

六 御獵場、禁獵區、公道、公園、社寺境内、墓地、ニ於テハ狩獵ヲ爲スコトヲ得

第三十章 狩獵 第一節 狩獵法ノ部





ニ違反セル行爲アリト認メ船舶、船具、獵具、船籍證書若クハ獵獲物ヲ差押ヘ、船員ヲ抑留シ若クハ之ヲ相當官吏ニ引致スルトキ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨グ若クハ忌避シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若クハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ

答

六・參百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラル

第四節 海驢又ハ海豹ヲ獵獲ノ部

答

一 東徑百四十九度以東北緯四十五度以北ノ場所ニ於テハ官廳ノ外海驢又ハ海豹ノ獵獲ヲナスコトヲ得ザルモノナルニ之レニ違反シタルトキハ  
一 三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處セラル



第三十一章 質、古物

第一節 質屋取締法ノ部

問

一 警察官が犯罪ノ嫌疑アル物品若シハ遺失物又ハ傳染病毒汚染ノ物品アリト認めラレタル場合ニ於テ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品、帳簿ヲ毀損亡失シタルトキハ

問

二 質屋營業ヲ爲サントスル者ハ行政廳ノ免許ヲ受クベキモノナルニ(支店ヲ設ケル之レニ違反ナシタルトキハ)

問

三 禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタルトキハ

問

四 質屋ハ質物ヲ使用シ若シハ貸付スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

答

五 質屋ノ禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ他人ノ名義ヲ以テ質屋營業ヲ爲シ又ハ質屋營業者ノ代理人タルコトヲ得ザルニ(停止ノ處分ヲ受ケタル者其期間亦同ジ)之レニ違反ナシタルトキハ

問

一・二・三・四・五 貳圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラル「質屋營業上ニ就テハ家族又ハ雇人ノ所有ト雖ドモ營業者ガ其ノ責ニ任ズルモノナリ」

六 質屋ヲ廢業シタルトキハ行政廳ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキ

第三十一章 質、古物 第一節 質屋取締法ノ部

- 七 質屋ハ店舗ノ外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 八 質屋物品ヲ質ニ取ラントスルトキハ質置主ニ於テ其ノ物品ヲ質入シ得ベキ權利ヲ有スルコトヲ確認シタル後之ヲ爲スベキモノニシテ又不正ノ疑アルトキハ直ニ警察官ニ申告スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 九 住所、氏名ノ詳カナラザル者ヨリ物品ヲ質ニ取ルコトヲ得ザルニ(住所氏名ノ詳カタルトキハ此ノ限ニアラス)之レニ違反シタルトキハ
- 一〇 質屋ハ質契約及質物處分ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載シ又質屋ハ質契約ノ證トシテ質札又ハ通帳ヲ質置主ニ交付スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ
- 一一 帳簿、質札及通帳ノ製方及様式ハ定メラレタル命令ニ從フベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ
- 一二 質屋ハ利子割合、流質期限、質物ノ災難ニ罹リタルトキノ處辨方、質物出入時間ヲ見易キ場所ニ揭示スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ
- 一三 傳染病毒ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非ザレバ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ
- 一四 贓品ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日ヲ其品觸寫書ニ附記シテ品觸到達以

- 後六箇月内ニ品觸ニ相當スル物品ヲ質ニ取り若クハ質物トシテ占有セルコトヲ覺知スルトキハ直ニ警察官ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ
- 一五 營業ニ關スル帳簿ヲ廢棄セントスルトキハ警察官ノ許可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ
- 六・七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五 貳圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處セラ
- ル「質屋營業上ニ就テハ家族又ハ雇人ノ所爲ト雖營業者ガ其ノ責ニ任ズルモノナリ」

### 第二節 質屋取締法細則ノ部

- 一 支店ヲ設クルトキハ管理人ヲ定メ行政廳ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ
- 二 店舗ノ移轉、營業者及後見人ノ族籍、住所、氏名ノ異動、管理人ノ變更及後見人ノ終了ハ行政廳ニ届出ベキモノナルニ(支店ヲ閉鎖スルトキ亦同ジ)之レニ違反シタルトキハ
- 三 後見人ノ變更ハ新後見人ヨリ營業者ノ死亡ハ相續人ヨリ行政廳へ届出ベキモノナルニ(死亡者非ハ主ナルトキハ其死亡ハハ月主ヨリ届出ベキモノナリ)之レニ違反シタルトキハ
- 四 帳簿ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ五日以内ニ其ノ事由ヲ説明シ行政廳ニ届出

ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 五 質札及通帳ニハ適當ノ箇所ニ質置主ノ氏名ヲ記載シ營業者又ハ支店管理人記名捺印シ質契約ヲ爲ス毎ニ貸金額、質物ノ種類、員數、番號、年月日ヲ記載スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

答 一・二・三・四・五・六・七 貳圓以上拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

第三節 古物商取締法ノ部

問 一 警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若クハ遺失物又ハ傳染病汚染ノ物品アリト認めラレタル場合ニ於テ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品、帳簿ヲ毀損亡失シタルトキハ

問 二 古物商ノ營業ヲ爲サントスル者ハ其ノ物品ノ種類ヲ定メ行政廳ノ免許ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 三 禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタルトキハ

問 四 禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ他人ノ名義ヲ以テ古物商營業ヲ爲シ又ハ古物商ノ代理人タルコトヲ得ザルニ(停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期限内亦同シ)之レニ違反シタルトキハ

答 一・二・三・四 貳圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラル「營業上ニ付テハ家族又ハ雇人ノ

問 所爲ト雖モ營業者ガ其ノ責ニ任ズルナリ

問 五 古物商ハ免許ヲ受ケタル行政廳ノ管轄内ニ店舗ヲ設ケタルトキハ其ノ旨行政廳ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 六 免許ヲ受ケタル行政廳ノ管轄以外ノ地ニ於テ營業所又ハ店舗ヲ設ケントスルトキハ更ニ其ノ地行政廳ノ免許ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 七 古物商物品ヲ買受ケ若クハ交換セントスルトキハ賣主、讓渡主ニ於テ其ノ物品ヲ處分スルノ權利ヲ有スルコトヲ確認シタル後之ヲ爲スベク若クハ不正品ノ疑アルトキハ直ニ警察官ニ申告スベモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 八 住所氏名ノ詳ナラザル者ヨリ物品ヲ買受ケ又ハ交換スルコトヲ得ザルニ(住所ノ評ナル者其ノ證人タルトキ又ハ警察官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラズ)之レニ違反シタルトキハ

問 九 傳染病汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非ザレバ之ヲ買受ケ又ハ讓受クルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

問 一〇 賊物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日ヲ其ノ品觸寫書ニ附記シ又品觸到達以後六箇月内ニ品觸ニ相當スル物品ヲ買受ケ又ハ交換シ若クハ寄藏ヲ受ケ若クハ其ノ以前ニ之ヲ得タル儘所持シタルトキハ直ニ警察署ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 一 古物商物品ヲ賣買シ若シハ交換シタルトキハ其ノ物品及賣主、讓渡主ヲ帳簿ニ記載シ又買主、讓受主ヲ詳ニスルコト得タルトキハ之ヲ記載スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 一 物品ノ賣買交換ヲ記載シタル帳簿ヲ廢棄セントスルトキハ警察官ノ許可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

答 五・六・七・八・九・一〇・一一・一二 貳圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處セラル「營業上ニ付テハ家族又ハ雇人ノ所爲ト雖ドモ營業者ガ其ノ責ニ任ズルナリ」

第四節 古物商取締法細則ノ部

問 一 二箇以上ノ營業所又ハ店舗ヲ設グルトキハ營業主自ラ之ヲ管理スルモノノ外ハ

問 二 營業ノ廢止營業所又ハ店舗ノ閉鎖、移轉營業者及後見人ノ族籍、住所、氏名ノ

問 三 後見人ノ變更ハ新後見人ヨリ營業者ノ死亡ハ相續人ヨリ行政廳ニ届出ベキモノナルニ(死亡者非戸主ナルトキハ其死亡ハ戸主ヨリ届出ベキモノナリ)之レニ違反シタルトキハ

問 四 帳簿ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ五日以内ニ其ノ事由ヲ説明シ行政廳ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 五 古物商ニシテ行商ヲ爲シ又ハ露店ヲ出サントスル者ハ行政廳ニ願出鑑札ヲ受ケ之ヲ携帯スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 六 家族又ハ同居ノ雇人ニ限り行商ヲ爲サシメ又ハ露店ヲ出サシムルコトヲ得ルモ此ノ場合ニ於テハ「五」ニ記載セル手續ニ依リ鑑札ヲ受ケ之ヲ携帯セシムベキモノナルニ(鑑札ハ他人ニ貸與スルコトヲ得ザルナリ)之レニ違反シタルトキハ

問 七 古物ノ市場ヲ開設セントスル者ハ規約書ヲ添ヘ行政廳ノ認可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 八 「七」ニ記載セル規約書ニハ開閉ノ時間、場所及參集スベキ營業者ノ住所氏名ヲ記載スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 九 「七」ニ記載セル規約書ノ變更ハ其ノ都度行政廳ノ認可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 一〇 古物ノ糶賣ヲ爲サントスル者ハ豫メ其ノ日附并場所ヲ行政廳ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 一一 古物商ハ露店、途上其ノ他公ノ場所ニ於テ古物商ニ非ザル者ヨリ古物品ヲ買

第三十一章 質、古物 第四節 古物商取締法細則ノ部 五七五

取り讓受ケ又ハ交換スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

問 一 古物商ハ行商ニ依リ又ハ露店市場ニ於テ刀劔又ハ之ヲ仕込ミタル器具ヲ賣買交換スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

答 一・二・三・四・五・六・七・八・九・一〇・一一・一二 貳圓以上拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

### 第三十二章 銃砲、爆發物、石油

#### 第一節 銃砲火藥類取締法ノ部

問 一 銃砲ハ行政官廳ノ委託ヲ受ケタル場合又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケテ輸出ノ目的ヲ以テ軍用銃砲ヲ製造スル場合若シハ營業トシテ非軍用銃砲ヲ製造スル場合又ハ新規發明ニ係ル軍用銃砲ヲ一定ノ期間試験ノ爲製造スル場合ヲ除クノ外之ヲ製造スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

問 二 火藥類ハ行政官廳ノ委託ヲ受ケタル場合(命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其委託)又ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケテ輸出ノ目的ヲ以テ軍用火工品ヲ製造シ又ハ變形若シハ修理スル場合又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ若シハ營業トシテ普通火工品ヲ製造シ若シハ變形若シハ修理スル場合又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ新規發明ニ係ル火藥類ヲ一定ノ期間試験ノ爲製造スル場合又ハ理化學上ノ實驗ノ爲少量ノ火藥類ヲ製造シ若シハ變形若シハ修理スル場合又ハ火藥、爆藥ヲ變形シ若シハ修理スル場合又ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ輸出ノ目的ヲ以テ軍用火工品若シハ營業トシテ普通火工品ヲ製造シ若シハ變形若シハ修理スル場合ニ該當スル者ニ於テ火藥、爆藥ヲ變

形若クハ修理スル場合ヲ除クノ外之ヲ製造シ若クハ變形若クハ修理スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

三 銃砲、火藥類ノ輸出ハ其ノ製造若クハ販賣ノ業ヲ營ム者又ハ特ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

四 銃砲、火藥類ノ輸入ハ行政官廳ノ委託ヲ受ケタル者若クハ其ノ販賣ノ業ヲ營ム者又ハ特ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之レヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

五 銃砲、火藥類ノ製造(銃砲ノ修繕又ハ改造ノ業ヲ營ム者ハ銃砲製造業者ト看做ス)又ハ販賣(銃砲ノ卸賣ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニアラズ)ノ業ヲ營マントスル者ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベキモノナルニ(製造業者ガノ製造シ又ハ加工シタル銃砲、火藥類ノ卸賣ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニアラズ)之レニ違反ナシタルトキハ

六 銃砲、火藥類ノ製造、變形、修理又ハ販賣ニ關シ許可ヲ受ケタル者行政官廳ニ於テ指定シタル期間内ニ其ノ事業ヲ開始セズ若クハ事業開始後一年以上其ノ事業ヲ休止シタルトキ又ハ法令ニ違反シタルトキ又ハ安寧秩序ヲ害スルノ虞アリト認めラレタルトキ行政官廳ヨリ其ノ許可ヲ取消又ハ其ノ事業ヲ停止若クハ制限セラレニ違反ナシタルトキハ

七 行政官廳ヨリ保安上、軍事上又ハ外交上必要アリト認めラレ銃砲、火藥類ノ輸

出若クハ輸入ヲ禁止シ又ハ制限セラレ(此ノ規定ノ施行細則ニ依リ銃砲火藥類ニ非ザル他ノ武器及爆發物物品ニ之ヲ準用セララルナリ)之レニ違反ナシタルトキハ

一・二・三・四・五・六・七 一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處セラル  
「三」、「四」、「七」ニ記載セル命令ニ違反シタル場合ニ於ケル未遂ハ未遂罪トシテ罰セラル、「營業者又ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ銃砲、火藥類ニ關シ事業ヲ行フ者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ規定ニ依リ適用セラルベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セラルモ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニアラズ又營業者若クハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ銃砲、火藥類ニ關スル事業ヲ行フ者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ營業又ハ事業ニ關シ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出ザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ザルナリ而シテ以上ノ場合ニ於テハ罰金又ハ科料以外ノ刑ニハ處セラルコトハナシ又法人ノ代表者若クハ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ違反ナシタルトキハ之レガ罰則ハ法人ニ適用セラルモ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ處セラルベキトキハ法人ヲ參百圓以下ノ罰金ニ處セラル又銃砲火藥類ニ非ザル他ノ武器及爆發物物品ニ之ヲ準用セラル」

八 行政官廳ヨリ安寧秩序ヲ保持スル爲必要アリト認めラレ銃砲、火藥類ノ授受、

運搬、携帶ヲ禁止シ又ハ制限セラレ(此ノ規定ノ施行規則ニ依リ銃砲火藥類ニ非ザル)之レニ違反ナシタルトキハ

八 一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ參百圓以下ノ罰金ニ處セラルル「營業者又ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ、銃砲、火藥類ニ關シ事業ヲ行フ者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ規定ニ依リ適用セラルベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セラルモ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニアラズ又營業者若クハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ銃砲、火藥類ニ關スル事業ヲ行フ者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ營業又ハ事業ニ關シ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出ザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ガルコトヲ得ザルナリ而シテ以上ノ場合ニ於テハ罰金又ハ科料以外ノ刑ニハ處セラルコトナシ又法人ノ代表者若クハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ違反ナシタルトキハ之レガ罰則ハ法人ニ適用セラルモ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ處セラルベキトキハ法人ヲ參百圓以下ノ罰金ニ處セラル又銃砲火藥類ニ非ザル他ノ戎器及爆發質物品ニ之ヲ準用セラル」

九 行政官廳ヨリ危害豫防ノ爲銃砲、火藥類ノ製造所若クハ火藥類ノ貯藏所ノ改築若クハ修繕ヲ命セラレ又ハ火藥類ニ關シ若クハ其ノ貯藏、運搬其ノ他ノ取扱ニ關

スル命令ニ(此ノ規定ノ施行規則ニ依リ銃砲火藥類ニ非ザル)違反シタルトキハ

一〇 當該官吏ガ銃砲、火藥類ノ製造所、貯藏所其ノ他銃砲、火藥類ヲ收藏スルノ疑アル場所ニ臨檢シ又ハ銃砲火藥類及之ヲ收藏スルノ疑アル物件若クハ營業上ノ帳簿其ノ他ノ書類ヲ検査ノトキ之レガ職務ノ執行ヲ拒ミ若クハ之ヲ妨グ又ハ其執行ニ際シ當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若クハ虚偽ノ陳述ヲ(此ノ規定ノ施行規則ニ依リ銃砲火藥類ニ非ザル他ノ戎器及爆發質物品ニ之ヲ準用セラルナリ)爲シタルトキハ

一一「七」、「八」ニ記載セル場合ニ於テ行政官廳ガ銃砲、火藥類ノ假領置ノ命令ニ(此ノ規定ノ施行規則ニ依リ銃砲火藥類ニ非ザル)違反ナシタルトキハ

九・一〇・一一 五百圓以下ノ罰金ニ處セラルル「營業者又ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ銃砲、火藥類ニ關スル事業ヲ行フ者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ規定ニ依リ適用セラルベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セラルモ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニアラズ又ハ營業者若クハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ銃砲、火藥類ニ關スル事業ヲ行フ者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ營業又ハ事業ニ關シ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出ザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ガルコトヲ得ザルナリ又法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ違反ナシタルトキハ之レガ罰則ハ法人

問

ニ適用セラル又銃砲火藥類ニ非ザル他ノ戎器及爆發質物品ニ之ヲ準用セラル  
一ニ 軍用銃砲、火藥類ノ讓渡又ハ讓受ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ製造若クハ販賣ノ業ヲ營ム者又ハ特ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

問

一三 銃砲、火藥類ハ之ヲ行商シ又ハ市場若クハ露店其ノ他屋外ニ於テ之ヲ販賣スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

答

一ニ・一三 參百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラル「營業者又ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ銃砲、火藥類ニ關スル事業ヲ行フ者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ規定ニ依リ適用セラルベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用セラルモ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ又營業者若クハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ銃砲、火藥類ニ關スル事業ヲ行フ者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ營業又ハ事業ニ關シ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ザルナリ又法人ノ代表者若クハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ違反ナシタルトキハ之レガ罰則ハ法人ニ適用セラルナリ」

### 第二節 銃砲火藥類取締法施行規則ノ部

問

一 行政官廳ノ許可ヲ受ケ又ハ營業トシテ銃砲火藥類ヲ製造又ハ變形修理スル者ハ其ノ事業ニ要スル設備ニ付許可ヲ爲シタル行政官廳又ハ其ノ委任ヲ受ケタル廳府縣長官ノ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ザルニ(其變更ニ付亦同ジ)之レニ違反シタルトキハ

問

二 銃砲火藥類ノ製造又ハ變形修理ニ關シ委託行政官廳ヨリ取締上必要ナル設備又ハ事項ヲ命ゼラレ之レニ違反シタルトキハ

問

三 規定ニ依リ検査ヲ受ケタル設備又ハ許可ノ條件若クハ命令セラレタル事項ヲ變更セントスルトキハ許可又ハ委託ヲ爲シタル行政官廳ノ許可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問

四 火藥類販賣業者ハ火藥庫ヲ備フルコトヲ要スルモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問

五 火藥類販賣業者ノ火藥類取扱ハ火藥類取扱免狀ヲ有スル者之ニ任ズルコトヲ要スルモノナルニ(一年間二千貫以上ノ火藥又ハ千貫以上ノ爆發藥ヲ消費スル者亦同シ此ノ規定ハ火藥及爆發藥ヲ消費ノ場所二箇以上アル場合ニ於テハ爆發藥一貫ヲ火藥二貫ト看做シ合算シタル數量ニ付之ヲ於テハ各消費場所ニ付之ヲ適用セラル)之レニ違反シタルトキハ



- 六 火藥類ハ火藥類販賣業者、火藥類製造業者又ハ委託若クハ許可ヲ受ケ火藥類ノ製造若クハ變形修理ヲ爲ス者、規定ニ依リ火藥類讓受ノ許可ヲ受ケタル者又ハ鑛業法ニ依リ鑛物ノ試掘若クハ探掘ヲ爲ス者、狩獵ノ免許ヲ受ケタル者ガ許可ヲ受ケズシテ火藥類ヲ讓受ケタル者、規定ニ依リ火藥類ノ輸入又ハ輸出ノ許可ヲ受ケタル者、運送業者、相續又ハ遺贈ニ因リ火藥類ノ所有權ヲ取得シタル者、法人ノ合併ニ因リ火藥類ノ所有權ヲ取得シタル者、以上掲グル者ノ家族又ハ從業者ガ其火藥類ヲ所持スル場合ノ外之ヲ所持スルコトヲ得ザルニ（八）ノ別注ニ記載セルモノハ除クノ取消其ノ他ノ事由ニ依リ以上ノ記載ニ該當セザルニ至リタルトキハ所又火藥類ヲ所持スル者廢業、許可轄警察署ノ認可ヲ受ケ讓受其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ要スナリ）之レニ違反シタルトキハ
- 七 輸入若クハ讓受ノ許可ヲ受ケタル火藥類ハ其ノ許可ヲ爲シタル行政官廳又ハ鑛業法ニ依リ許可ヲ受ケズシテ讓受ケタル火藥類ハ所轄警察署ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ之ヲ他ノ用途ニ充ツルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ
- 八 火藥類ハ（火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用）火藥庫又ハ倉庫以外ノ場所ニ之ヲ貯藏スルコトヲ得ザルニ（土工其ノ他一時ノ事業ニ要スル火藥類ハ其ノ事業中假貯藏所ニ之ヲ貯藏スルコトヲ得）之レニ違反シタルトキハ
- 九 火藥類貯藏所ニ貯藏スル火藥類ハ規定ノ數量ヲ超過スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

- 一〇 火藥類ハ内務大臣ノ定ムル區別ニ依リ各別棟ノ火藥類貯藏所ニ之ヲ貯藏スベキモノナルニ（倉庫ニ在リテハ不燃質物ヲ以テ造リタル隔壁）之レニ違反シタルトキハ
- 一一 火藥類貯藏所ノ新設ハ所在地廳府縣長官ノ許可ヲ受クベキモノナルニ（其ノ附修繕若クハ模様替ノ工事ヲ爲ストキ亦同ジ又工事ヲ竣リタル火藥類貯藏所ハ警察官ノ検査ヲ受クルニ非ザレバ之レヲ使用スルコトヲ得ザルナリ）之レニ違反シタルトキハ
- 一二 規定ニ依リ倉庫ニ貯藏スルコトヲ得ベキ數量ヲ超過スル火藥類ハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ同時ニ之ヲ運搬スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ
- 一三 火藥類ハ他ノ物件ト混包シ又ハ變裝若クハ假裝シテ之ヲ所持、運搬又ハ託送スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ
- 一四 地盤又ハ物件ヲ破碎スルノ目的ヲ以テ火藥又ハ爆藥ヲ使用セントスル者ハ使用地警察官署ノ許可ヲ受クベキモノナルニ（内務大臣ガ特ニ定メタル場合又ハ鑛業法ニ依ル之レニ違反シタルトキハ）鑛物ノ試掘若クハ探掘ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ
- 一五 營業者ハ許可ヲ受ケザル者ニ銃砲火藥類又ハ拳銃、短銃、仕込銃ヲ讓渡スコトヲ得ザルニ（讓受ニ付許可ヲ要セザル）之レニ違反シタルトキハ
- 一六 試験ノ結果不良品ト認定セラレタル火藥類ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ

所持者ニ於テ直ニ必要ナル處置ヲ爲スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

一七 火藥類貯藏所ニ貯藏スルコトヲ得ベキ最大數量ノ火藥類ノ貯藏ニ付テハ倉庫ヲ除クノ外其ノ外壁ヨリ規定ノ距離ヲ保有スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

一八 此ノ規定ニ依ル許可若クハ特定ノ範圍ヲ超エテ火藥類ヲ貯藏シタルトキ此ノ規定ニ基キテ發セラレタル内務大臣ノ命令ノ規定ニ適合セサル火藥類貯藏所ニ火藥類ヲ貯藏シタルトキハ

一九 拳銃、短銃又ハ仕込銃ハ職務又ハ銃砲ニ關スル營業ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外所轄警察官署ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ授受、運搬又ハ携帯スルコトヲ得ザルニ(仕込刀劍其他變裝シタル銃器ニ之ヲ準用セラル)之レニ違反シタルトキハ

二〇 拳銃、短銃又ハ仕込銃ハ業務又ハ修學ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外未成年者ヲシテ之ヲ所持セシムルコトヲ得ザルニ(仕込刀劍其他ノ銃器ニ之ヲ準用セラル)之レニ違反シタルトキハ

二一 火藥類ノ運搬、所持其ノ他ノ取扱ハ未成年者之ヲ爲シ又ハ未成年者、白痴者

若ハ瘋癲者ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得ザルニ(八)ノ罰註ニ記載セル火藥類ニ付テハ十ヲ得ルナリ之レニ違反シタルトキハ(五歳以上ノ者ニ限り之ヲ爲シ又ハ之ヲ爲)

一九・二〇・二一 三月以下ノ懲役若ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處セラ

二二 銃砲製造又ハ火藥類ノ製造若クハ變形若クハ修理ニ關シ行政官廳ノ委託ヲ受ケタル者ハ事業開始前製造スベキ銃砲又ハ製造若クハ修理スベキ火藥類ノ種類、數量、委託ノ年月日、委託ノ條件及委託官廳名ヲ其ノ官廳ノ證明書ヲ添付シテ作業地廳府縣長官ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

二三 火藥類ハ他ノ物件ト混包シ又ハ變裝若ハ假裝シテ之ヲ所持、運搬又ハ託送スルコトヲ得ザルニ依リ之レガ物件ヲ發見シタルトキハ直ニ警察官ヘ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

二二・二三 五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラ

### 第三節 銃砲火藥類取締法施行細則ノ部

一 假貯藏所ニ貯藏スベキコトヲ得ベキ數量ヲ超過スル火藥又ハ爆發藥ヲ取扱ニハ甲種火藥類取扱免狀ヲ有スル者ヲ任ズルコトヲ要スルモノナルニ之レニ違反シタル

トキハ

問 二 鑛業法ニ依リ鑛物ノ試掘若ハ探掘ヲ爲ス者ハ工事若ハ工業ノ爲メ火藥類ヲ消費スルノ許可ヲ所轄廳府縣長官ニ申請スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 三 軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃、火藥類又ハ軍用銃砲火藥類ノ讓渡、讓受又ハ運搬、携帶等ノ許可證、認可證ヲ喪失シ、盜取セラレ又ハ其ノ所在不明トナリタルトキハ本人又ハ其ノ事實ヲ知リタル者ニ於テ其ノ事實ヲ知リタル時ヨリ二十四時間以内ニ銃砲火藥類ノ種類、數量又ハ許可證、認可證ノ種類、之ヲ下附シタル官廳名ヲ(仕込刀劍其ノ他變裝シタル戎器ニハ之ヲ準用セラルルナリ)最寄警察官ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 四 火藥類製作所ニ於ケル工場又ハ火藥類溜置場ハ相當ノ距離ヲ保有シ且必要ニ應ジ避雷裝置及土堤ヲ設クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 五 火藥類製作所ニ於ケル境界ニハ適當ナル圍牆ヲ構設シ且ツ見易キ場所ニ警戒札ヲ立ツベキモノナルニ(火藥庫及假貯藏所ニハ之ヲ準用セラルルナリ)之レニ違反シタルトキハ

問 六 火藥類製作所ニ於ケル工場又ハ火藥類溜置場ノ内部又ハ外部見易キ場所ニ揭示板ヲ設ケ其ノ場内ニ現在セシメ得ベキ原料及製作品ノ種類、數量及其ノ取扱心得其ノ他必要ナル事項ヲ明示スベキモノナルニ(火藥庫及假貯藏所ニハ之ヲ準用セラルルナリ)之レニ違反シタルトキハ

ルトキハ

問 七 火藥類作業所ニ於ケル工場又ハ火藥類溜置場ハ常ニ清潔ニ掃除シ鐵又ハ砂石ノ類ヲ火藥、爆藥内ニ混入セシメザルノ裝置ヲ爲スベキモノナルニ(火藥庫、假貯藏所ニハ之ヲ準用セラルルナリ)之レニ違反シタルトキハ

問 八 火藥類作業所ニ於ケル工場又ハ火藥類溜置場ニハ木炭、油類、綿類、襪類其ノ他發火若ハ燃燒シ易キ物品ヲ入ルルコトヲ(工事ノ爲メ已ムヲ得ズ使用シタルトキハ)得ザルニ(火藥庫、假貯藏所、倉庫ニハ之ヲ準用セラルルナリ)之レニ違反シタルトキハ

問 九 火藥類作業所ニ於ケル工場又ハ火藥類溜置場ニ出入スル職工其ノ他ノ勞務者ニ對シテハ携帶品ノ檢査ヲ得フベキモノナルニ(火藥庫及假貯藏所ニハ之ヲ準用セラルルナリ)之レニ違反シタルトキハ

問 一〇 火藥類作業所内ニ在テハ工場及火藥類溜置場以外ニ於テ特ニ設クル喫煙所ニ非ザレバ喫煙スルコトヲ得ザルニ(火藥庫、假貯藏所、倉庫ニハ之ヲ準用セラルルナリ)之レニ違反シタルトキハ

問 一一 火藥類作業所ノ工場又ハ火藥類溜置場ニ於ケル點燈ハ場外ニ於テ確實ニ遮斷シ得ル裝置ヲ有スル點燈又ハ蓋蓋ヲ備フル白熱燈ヲ使用シ且其ノ電路ハ被鉛線ヲ使用スベキモノナルニ(已ムヲ得ザル場合ニ於テハ安全燈ニ)之レニ違反シタルトキハ

- 問 一 二 火藥類作業所ニ於ケル火藥、爆發製造用器械ニシテ原動機ニ依リ運轉スルモノニ在リテハ警察官署ノ指定シタル速度ヲ超過セシムルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ
- 問 一 三 火藥類作業所ニ於ケル、火藥、爆發及其ノ原料藥ハ作業ニ要スル最少量ニ非ザレバ工場内ニ之ヲ置クコトヲ得ザルニ(其ノ他完成品若ハ半成品ハ隨時火藥庫ニ貯ルニ違ハシタルトキハ)之レニ違反シタルトキハ
- 問 一 四 火藥類作業所ニ於ケル火藥爆發又ハ其ノ原料藥ヲ運搬スル容器ハ適當ノ方法ヲ以テ確實ニ之ヲ閉塞シ其ノ内部ハ鐵類露出セシムルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ
- 問 一 五 火藥類作業所ニ於ケル火藥類運搬ノ通路ハ曝露シタル火氣ヲ使用スル場所ニ接近スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ
- 問 一 六 火藥類作業所ニ於ケル製造又ハ變形修理シタル火藥、爆發ノ容器及其ノ外箱ニハ火藥、爆發ノ種類、數量、作業所名及製作ノ年月日ヲ明記スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ
- 問 一 七 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ火藥及導火線ハ(火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、用實包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莖二千箇以内)木器、亞鉛器、銅器ニ收納スルコトヲ(少量以外ノ火藥類ノ運搬ニ付テハ之ヲ準用セラルナリ)之レニ違反シタルトキハ

- 問 一 八 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ火工品(導火線ヲ除ク)ハ木器、亞鉛器、銅器、白鐵藥器、厚紙製罐ニ收納スルコトヲ(其ノ形状巨大ニシテ收納ニ適)要スルモノナルニ(火藥一匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莖二千箇以内)之レニ違反シタルトキハ
- 問 一 九 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ハビクリン酸ハ陶器、磁器、純錫器、純アルミニウム器硝子器、木器ニ其ノ他ノ爆發藥ハ木器、亞鉛器ニ收納スルコトヲ(硝酸アンモニウムニシテ、ナイトログリセリン又ハ純硝化纖維素ヲ含)要スルモノナルニ(火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莖二千箇以内)之レニ違反シタルトキハ
- 問 二 〇 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ無煙火藥及爆發藥ハ酸類、鹽基類ヲ含有セザル紙又ハ布(防濕ノ爲パラフィン類ヲ以テ之ヲ包ムコトヲ要スルモノナルニ)内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莖二千箇以内、以外ノ火藥類ノ運搬ニ付テハ之ヲ準用セラルナリ)之レニ違反シタルトキハ
- 問 二 一 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ火藥(無煙火藥)及火工品ハ容器ト火藥類ト直接ニ觸接セザル爲メ紙若クハ布ヲ以テ隔絶(容器ノ内面ニ漆若ハハセルラツクノ類ヲ塗布シタル場器ニ收納スル場合)スベキモノナルニ(火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、以外ノ火藥類ノ運搬ニ付テハ之ヲ準用セラルナリ)之レニ違反シタルトキハ

問

二二 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ爆發藥ヲ容器ニ收納スル場合ニ於テハ「二〇」ノ記載ニ依ルノ外「二一」ニ記載セル方法ヲ準用スベキモノナルニ（火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莢）之レニ違反シタルトキハ

問

二三 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ火藥類ハ普通ノ油紙ヲ以テ包被スルコトヲ得ザルニ（火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莢）之レニ違反シタルトキハ

問

二四 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ各種ダイナマイトヲ收納スル容器ハ常ニ其ノ内部ノ藥包ヲ横置セシムルコトヲ要スルモノナルニ（火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莢）之レニ違反シタルトキハ

問

二五 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ各種ダイナマイトニシテ貯藏中藥包ヨリナイトログリセリン滲出シテ容器ノ外面若ハ床上ヲ汚染シタルトキハ硫黃華泥ヲ擴布シナイトログリセリンヲ吸集セシメ硫黃華泥ハ片布ヲ以テ靜ニ拭ヒ取り燒却スベキモノニシテ又硫黃華泥ハ二倍量ノ水ニ溶解セシメタル炭酸曹達溶液約〇・五リットル及硫黃華泥一キログラムノ配合ヨリ成ルコトヲ要スルモノナルニ（火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莢）之レニ違反シタルトキハ

問

二六 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ各種ダイナマイトニシテ貯藏中凍結シタルトキハ妄ニ融解シ若ハ搬出スルコトナク庫内ニ寒氣ノ侵入ヲ防止シ自然ニ融解セシメ又ハ水分ヲ藥包ニ觸接セシメザルノ裝置ヲ爲シタル容器ニ之ヲ收容シ温湯ニ浸シテ間接ニ融解セシムベキモノナルニ（火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莢）之レニ違反シタルトキハ

問

二七 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ火藥類ハ「有煙火藥、有煙火藥ヲ裝填シタル銃用實包、銃用空包及有煙火藥ノミヲ裝填シタル其ノ他火工品」ト「無煙火藥、無煙火藥ヲ裝填シタル銃用實包、銃用空包及無煙火藥ノミヲ裝シタル其ノ他ノ火工品」ト「爆發藥」ト「火工品」トノ區別ニ依リ各別棟ノ火藥類貯藏所ニ貯藏シ（爆發藥ヲ除ク外ノ棟ニ貯藏スルニハ規定ノ數量）互ニ隔離スベキモノナルニ（火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莢）之レニ違反シタルトキハ

問

二八 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ火藥類ヲ收納シタル容器ヲ外箱ニ入ルルニハ容器ト外箱トノ間ニ火藥類粉末ノ殘留ナキヲ要スルモノナルニ（火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莢）之レニ違反シタルトキハ

問

二九 緩燃導火線及煙火ヲ除ク外ノ一旦使用シタル火藥類ノ容器又ハ其ノ外箱ハ適宜ノ方法ニ依リ清掃淨拭スルニ非ザレバ再び火藥類ヲ收納スルコトヲ得ザルニ

（火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥英二千箇以内）以外ノ火藥類ノ運搬ニ付テハ之ヲ準用セラルナリ）之レニ違反シタルトキハ

三〇 火藥類貯藏所ニ火藥ヲ貯藏スルニハ内壁ヨリ一尺以上ヲ隔テ下部ニハ高サ約三寸ノ枕木ヲ置キテ容器ヲ積上グベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

三一 火藥類貯藏所ニ於テハ警察官署ノ指示ニ從ヒ換氣ニ注意スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

三二 火藥類貯藏所内ノ温度ハ無煙火藥ヲ貯藏スル場合ニ於テ攝氏三十一度以下爆藥ヲ貯藏スル場合ニ於テ攝氏九度以上三十六度以下ヲ保ツコトニ注意スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

三三 火藥類貯藏所ニ於テハ安全燈ノ外燈火ヲ携フルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

三四 火藥類貯藏所ニ於テハ荷造、荷解ヲ爲シ又ハ鐵類若ハ鐵類ノ附屬シタル器具ヲ帶ビ又ハ靴若クハ土足ノ儘入ルコトヲ得ザルニ（戸外ニ於テ先ツ塵埃ヲ拂ヒ且）之レニ違反シタルトキハ

三五 火藥庫及假貯藏所ニハ（五ヨリ一〇迄ニ記載セ）他ノ物品ヲ貯藏スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

三六 緊留船又ハ倉庫船ニ（七、八及ビ一〇ニ記載）火藥類ヲ貯藏セントスル者ハ船舶ノ設備、緊留ノ位置及貯藏スベキ火藥類ノ種類、數量ヲ具シ船舶所在地警察官署ノ許可ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

三七 軍用銃砲又ハ火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管又ハ雷管附藥英二千箇以内ノ火藥類讓渡及讓受以外ノ火藥類ハ警察官署ノ許可ヲ受ルニ非ザレバ日出前又ハ日没後ニ於テ荷造荷解、荷積、荷卸又ハ授受スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

三八 所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ火藥類ヲ運搬スルニハ許可證ヲ携帯スル外運搬具又ハ牛馬ノ類ヲ用ヒテ運搬スルニハ看守人ヲ附シ晝間ハ赤地ニ火藥ノ二字ヲ白書シタル小旗（陸路ニハ曲尺縱二尺横二尺五寸）夜間ハ赤色安全燈ヲ携フベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

三九 所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ火藥類ヲ運搬スルニハ許可證ヲ携帯スル外看守人及運搬人ハ「三八」ニ記載セル安全燈ノ外燐寸其ノ他發火ノ虞アル物件ヲ携帯シ又ハ荷造、荷解、荷積及荷卸ニ際シ若クハ荷物ニ接近シテ喫煙シ又ハ火氣ヲ取扱フコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

四〇 所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ火藥類ヲ運搬スルニハ許可證ヲ携帯スル外燐寸其

ノ他發火ノ虞アル物件ハ火藥類ト共ニ積載スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

四一 所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ火藥類ヲ運搬スルニハ許可證ヲ携帯スルノ外荷牛馬車ニ在テハ牛馬取付ノ儘荷積又ハ荷卸ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

四二 所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ火藥類ヲ運搬スルニハ許可證ヲ携帯スルノ外容器ハ密閉シ堅固ニ積載シ日光ノ直射セザル様適當ノ被覆ヲ爲シ摩擦、動搖、衝突、轉倒、及墜落ノ虞ナカラシムベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

四三 所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ火藥類ヲ運搬スルニハ許可證ヲ携帯スル外運搬中ハ除行シ他ニ通路ナキ場合ノ外人家稠密ノ場所又ハ火氣ヲ取扱ヒ若ハ發火質物品ヲ蓄積スル等危險ノ虞アル場所ヲ通過スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

四四 所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ火藥類ヲ運搬スルニハ許可證ヲ携帯スル外運搬具又ハ牛馬ニ積載スル火藥類ハ(二以上運搬具又ハ牛馬ヲ連行スルトキハ)普通積載量ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

四五 所轄警察署ノ許可ヲ受ケ火藥類ヲ運搬スルニハ許可證ヲ携帯スル外運搬中

(運搬中宿泊セントスルトキハ其ノ地警察官ニ届出ズベキモノナリ) 停留又ハ休泊ヲ爲ストキハ人家ヲ遠隔セル安全ノ位置ヲ撰ミ且看守人ヲ附スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

四六 無煙火藥ヲ貯藏スル火藥庫又ハ假貯藏所(五〇迄ニ記載セ)ニハ夏季、爆藥ヲ貯藏スル火藥庫又ハ假貯藏所ニハ夏季(七月ヨリ九月ニ至ル)及ビ冬季(十二月ヨリ二月ニ至ル)示差寒暖計ヲ備へ毎週一回之ヲ檢シ其ノ温度ヲ明記シ置クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

四七 示差寒暖計ヲ備フルハ夏季之ヲ最高温度位置ニ於テシ冬季之ヲ最低温度ノ位置ニ於テスベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

四八 無煙火藥、棉火藥、各種ダイナマイト及硝酸アンモニアヲ主トセル爆藥ニ在テハ其ノ容器ノ内箱ニ藥粒又ハ藥包ト共ニ青色リトマス試験紙(試験紙全面ニ涉リキハ收容セル火藥、爆藥ハ之ヲ注意品トス)ヲ入レ置キ三月毎ニ之ヲ交換スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

四九 「四八」ニ記載セル注意品ニシテ盛ニ赤色瓦斯ヲ發生シ又ハ著シク刺戟性ノ臭氣ヲ放チ又ハ無煙火藥、棉火藥ニ在テ試験紙ヲ交換スルモ直ニ其ノ全面ニ涉リ之ヲ變スルトキハ不良品トスルモ之レガ作用ヲ起サザルトキハ各種ダイナマイトニ在テハ其ノ包紙ヲ除去シテ青色リトマス試験紙ヲ膚接シ包紙ニ包ミテ之ヲ靜置シ

十分以内ニ試験紙ヲ赤變スルヤ否ヲ檢スルコト、又無煙火藥、棉火藥又ハ硝酸アンモニアヲ主トセル爆發藥ニシテナイトログリセリン又ハ純硝化纖維素ヲ含有スルモノニ在テハ之ヲ玻璃瓶ニ入レ瓶内ノ高サ約五分ノ三ニ至ラシメタル後青色リトマス試験紙ヲ火藥類上面ヨリ稍ヤ上方ニ吊シ直ニ瓶口ヲ密栓スルノ方法ニ依リ遊離酸試験ヲ(六時間以内ニ試験紙ヲ其ノ全面ニ涉リ赤色ニ變ズルモノハ不良品トス)行フベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

五〇 各種ダイナマイトニシテ遊離酸試験ノ結果青色リトマス試験紙ヲ其ノ全面ニ涉リ赤變シタルトキハ規定ノ耐熱試験ヲ行フベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

五一 無煙火藥、棉火藥又ハ硝酸アンモニアヲ主トセル爆發藥ニシテナイトログリセリン若ハ純硝化纖維素ヲ含有スルモノノ注意品ニ對シ遊離酸試験ノ結果青色リトマス試験紙ヲ赤變スルニ至ラザルトキハ規定ノ耐熱試験ヲ行フベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

五二 鹽酸鹽ヲ主トセル爆發藥ニシテ不良品タルノ疑アルトキハ規定ノ耐熱試験ヲ行フベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

五三 製造後二年ヲ絶過シ又ハ製造年月不明ノ無煙火藥及爆發藥ハ毎月一固「四九」ニ

記載セル試験又ハ規定ノ耐熱試験(若クハ加)ヲ行フベキモノナルニ(一月以内ニ於テ異亦同)之レニ違反シタルトキハ(狀ヲ認メタルトキ)

五四 假貯藏所ニ貯藏スルコトヲ得ベキ數量ヲ超置スル無煙火煙又ハ爆發藥ヲ取扱フ者ハ何時ニテモ規定ノ耐熱試験(又ハ加)ヲ行フコトヲ得ベキ準備ヲ爲スコトヲ要スルモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

五五 不良品ト認定セラレタル火藥類ハ警察官署ノ指示ニ從ヒ屋外廣潤ノ場所ニ於テ風ヲ除ケ少量宛燃燒シテ之ヲ滅却シ又ハ海岸ヲ距ルコト十哩以上ノ海水中ニ之ヲ沈下スベキモノナルニ(不良ノ程度極テ輕微ナルトキハ警察官署ヨリ期)之レニ違反シタルトキハ

五六 火藥類貯藏所危險ノ状態ト爲リ又ハ火藥類異狀ヲ呈シタルコトヲ發見シタル者ハ直ニ警察官ニ之ヲ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

五七 「五六」ニ記載セル場合ニ於テ火藥類貯藏所又ハ火藥類ノ所有者又ハ管理者ハ直ニ應急ノ措置ヲ行フベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

五八 「四」ヨリ「一六」迄ニ記載セルノ外廳、府縣長官ヨリ作業所ニ於ケル防火ノ設備、廢業ノ處分其ノ他取締上必要ナル事項ヲ命セラレ之レニ違反シタルトキハ

五九 繫留船又ハ倉庫船ニ火藥類ノ貯藏ニ關シ港務部ノ設置ナキ地ニ於テ警察官ヨ



リ危害豫防ノ爲緊留船又ハ倉庫船ノ位置ヲ指定セラレ又ハ之レガ變更其ノ他必要ナル事項命ゼラレ之レニ違反シタルトキハ

六〇 耐熱試験ニ關スル標準色紙及沃度加里澱粉紙ヲ(官廳ニ於テ製造スルモノナリ)偽造シタルトキハ

六一 此ノ規定ニ基キテ發セラレタル廳府縣長官ノ命令若クハ許可ノ條件ニ適合セザル火藥類貯藏所ニ火藥類ヲ貯藏シタルトキハ

- 一・二・三・四・五・六・七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二
- 月以下ノ懲役若クハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金ニ處セラル

六二 銃砲火藥類製造業者及火藥類ヲ行政官廳ノ委託ニ依リ之レガ製造ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ其ノ製造シ又ハ加工シタル銃砲火藥類ノ販賣業ヲ兼ヌル者ハ其ノ事業開始前販賣所ノ位置、設備ヲ營業地ノ廳府縣長官ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

六三 相續ニ依リ銃砲火藥類ノ製造又ハ販賣ノ營業ヲ承繼シタル者ハ十日以内ニ其

ノ營業ノ許可ヲ爲シタル行政官廳ニ之ヲ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

六四 火藥類取扱人ヲ定メタルトキハ其ノ氏名、履歷及火藥類取扱免狀ノ種別ヲ具シ火藥類販賣業者ニ在テハ營業地、其ノ消費者ニ在テハ消費地警察官署ニ之ヲ届出ベキモノナルニ(消費地定マラズ若ハ二箇所以上ニ亘リ又ハ銃砲火藥類取締法施行區域外ニ係ル場合ハ所轄警察官署ニ之ヲ届出ツルモノナリ)之レニ違反シタルトキハ

六五 銃砲火藥類製造業者又ハ販賣業者ハ其ノ取引シタル銃砲火藥類ノ種類、數量取引ノ年月日及讓渡人并注文人、讓受人ノ住所氏名、法人ニ在テハ其ノ商號、事務所所在地其ノ他必要ノ事項ヲ(仕込刀劍其他變裝シタル戎器ニハ之ヲ準用セラルナリ)帳簿ニ記載スベキモノナルニ(軍用銃砲、拳銃、短銃及仕込銃ヲ讓渡シ若ハ讓受ケ又ハ火藥類ヲ夫々規定ニ依リ讓受又ハ讓渡ノ事由ヲ記載スルモノナリ)之レニ違反シタルトキハ

六六 銃砲火藥類ノ製造業者又ハ販賣業者ハ一月間取引シタル銃砲火藥類ノ種類、數量并各種類月末現在高ヲ(仕込刀劍其他變裝シタル戎器ニハ之ヲ準用セラルナリ)翌月十日迄ニ所轄警察官署ニ届出ベキモノナルニ(軍用銃砲銃、拳銃、短銃、仕込銃、火藥類讓渡若ハ讓受等ノ許可證又ハ認可證ハ一ヶ月分取纏届出ト同時ニ差出スモノナリ)之レニ違反シタルトキハ

六七 銃砲火藥類製造業者又ハ販賣業者ニ非ザル者規定ニ依リ交付ヲ受ケタル軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃、火藥類ノ讓渡若ハ讓受等ノ許可證又ハ認可證ハ

（仕込刀劍其ノ他變裝シタル銃器ニハ之ヲ準用セラルナリ）十日以内ニ所轄警察官署ニ之ヲ差出スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

六八 火藥類販賣業者火藥類ノ輸入ヲ爲サントスルトキハ豫メ輸入火藥類ノ種類、數量、輸入港へ到達ノ日取、積載スベキ船名并貯藏ノ方法ヲ輸入港ヲ管轄スル應府縣長官ニ届出スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

六九 火藥類ヲ輸入シタル者ハ輸入ノ時ヨリ二十四時間以内ニ輸入シタル火藥類ノ種類、數量及陸揚シタル年月日ヲ輸入港所轄警察官署ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

七〇 輸出ノ目的ヲ以テ軍用銃砲ヲ製造シ又ハ軍用火工品ヲ製造若ハ變形修理シタル者ハ輸出ノ都度少クトモ一週間前ニ其ノ種類、數量、輸出先、輸出ノ年月日、輸出取扱者及積載スベキ船名ヲ作業地應府縣長官ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

七一 行政官廳軍用銃砲火藥類ノ讓渡、讓受又ハ運搬ノ許可若ハ拳銃、短銃、仕込銃ノ授受、運搬、携帯ノ許可證ハ許可カ取消サレ又ハ其ノ効力ヲ失ヒタルトキハ（仕込刀劍其ノ他變裝シタル銃器ニハ之ヲ準用セラルナリ）十日以内ニ所轄警察官署ニ之ヲ返納スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

七二 軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃、火藥類讓受ノ許可證ハ銃砲火藥類ヲ讓受クルノ際之ヲ讓渡ス、其ノ讓渡ノ許可證又ハ認可證ハ銃砲火藥類ヲ讓渡スノ際之ヲ讓受人ニ交付スベキモノナルニ（仕込刀劍其ノ他變裝シタル銃器ニハ之ヲ準用セラルナリ）之レニ違反シタルトキハ

七三 規定ニ依リ火藥類讓受ノ許可證ヲ有スル者ニ火藥類ヲ讓渡ス者ニ火藥類ノ種類數量、及讓渡ノ年月日ヲ許可證ニ記入シ署名捺印スベキモノナルニ（仕込刀劍其ノ他變裝シタル銃器ニハ之ヲ準用セラルナリ）之レニ違反シタルトキハ

七四 規定ニ依リ火藥類販賣業者又ハ火藥類製造業者等ノ如キ許可ヲ受ケズシテ火藥類ヲ讓受クル者ハ行政官廳ノ與ヘタル許可ノ文書其ノ他資格ヲ證明スルコトヲ得ベキ文書ヲ讓渡人ニ提示スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

七五 銃砲火藥類製造業者又ハ販賣業者ニ非ザル者相續遺贈又ハ法人ノ合併ニ因リテ軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃又ハ火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包若ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莖二千箇以内、以外ノ火藥類ノ所有權ヲ取得シタルトキハ取得ノ日ヨリ（仕込刀劍其ノ他變裝シタル銃器ニハ之ヲ準用セラルナリ）十日以内ニ所轄警察官署ニ之ヲ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

七六 銃砲製造業者又ハ販賣業者ニ非ザル者軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃ヲ廢棄シタルトキハ（仕込刀劍其ノ他變裝シタル銃器ニハ之ヲ準用セラルナリ）十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

ルニ之レニ違反シタルトキハ

問 七七 火藥一貫三百匁以内、銃用實包千箇以内、銃用空包千箇以内、銃用實包若ハ銃用空包ニ要スル雷管若ハ雷管附藥莖二千箇以内、以外ノ火藥類ノ消費者ハ消費地ノ警察官署ノ指示ニ從ヒ火藥類ノ收支ヲ明ニスベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 七八 耐熱試験ニ關スル標準色紙及沃度加里澱粉紙ハ官廳ニ於テ製造シタルモノヲ用ユベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 七九 耐熱試験又ハ加熱試験ノ結果ハ警察官署ノ指示ニ從ヒ之ヲ帳簿ニ記載シ置クベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問 八〇 交付若ハ提示ヲ受クベキ許可證、認可證又ハ文書ヲ受領若ハ檢閲セズシテ銃砲火藥類ヲ讓渡又ハ讓受ケタルトキハ

答 六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇 五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラル

### 第四節 爆發物取締罰則ノ部

問 一 治安ヲ妨ゲ又ハ人ノ身體財産ヲ害セントスル目的ヲ以テ爆發物ヲ使用シタル

者及人ヲシテ之ヲ使用セシメタルトキハ

一 死刑ニ處セラル

二 「一」ニ記載セル目的ヲ以テ爆發物ヲ使用セントスルノ際發覺シタルトキハ  
無期懲役又ハ有期懲役ニ處セラル

三 「二」ニ記載セル目的ヲ以テ爆發物若シハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタルトキハ

三 有期懲役ニ處セラル

四 「一」ニ記載セル罪ヲ犯サントシテ脅迫致唆煽動ニ止ル者及共謀ニ止マルトキハ  
四 有期懲役ニ處セラル

五 「一」ニ記載セル犯罪者ノ爲メ情ヲ知テ爆發物若シハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販賣讓與寄藏シ及ビ其約束ヲ爲シタルトキハ

五 有期懲役ニ處セラル

六 爆發物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者「一」ニ記載セル犯罪ノ目的ニアラザルコトヲ證明スルコト能ハザルトキハ

六 二年以上五年以下ノ懲役ニ處セラル

七 爆發物ヲ發見シタルトキハ直ニ警察官吏ニ告知ス可キモノナルニ之レニ違反シ

第三十二章

鐵、爆發物、石油

第四節 爆發物取締罰則ノ部

タルトキハ

七 五圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

八 爆發物ニ關シ重キ犯罪アルコトヲ認知シタルトキハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

八 六月以上五年以下ノ懲役ニ處セラル

九 爆發物ニ關シ重キ罪ヲ犯シタル人ヲ藏匿シ若クハ隱避セシメ又ハ其罪證ヲ湮滅シタルトキハ

九 正犯ノ刑ヨリ輕減シテ罰セラル

### 第五節 火藥類船舶運送及貯藏規則ノ部

一 火藥類ノ荷送人ガ銃砲火藥類取締ノ規定ニ依リ當該官廳ノ運搬許可證ヲ受クベキ場合ニ於テハ船長ハ其ノ許可證ヲ檢閲シタル後ニ非ザレバ之ヲ船積スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

二 火藥類ハ銃砲火藥類ノ規定ニ依リ容器ニ收納シ其ノ容器又ハ包裝ノ頂部見易キ所ニ火藥、爆發藥若クハ火工品ト明瞭ニ朱記シ又ハ朱記シタル標札ヲ附シ且轄輾スルコトヲ得ザルモノニ在リテハ其ノ旨ヲ標記シタルモノニ非ザレバ船積スルコト

ヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

三 潮川港内ニ於テ火藥類ノ船積若クハ陸揚ヲ爲シ又ハ火藥類ヲ積載スル船舶潮川港内ニ於テ航行、碇泊若クハ緊留セントスルトキハ發航地、碇泊地又ハ緊留地ノ所轄警察官署ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

四 火藥類ハ所轄警察官署ノ許可ヲ得タル場合ヲ除クノ外日没ヨリ日出迄ノ間ニ於テ船積、陸揚又ハ荷線ヲ爲スコトヲ得ザルニ(他ノ規定ニ依ルベキモノハ除ク)之レニ違反ナシタルトキハ

五 甲板ナキ船舶ニ於テ旅客ヲ運搬スルトキハ火藥類ヲ船積スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

六 火藥類ハ旅客ノ上船又ハ下船ト同時ニ船積又ハ陸揚ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

七 銃砲火藥類ノ規定ニ依リ別棟ノ火藥類貯藏所ニ貯藏スベキ火藥類ハ之ヲ同一ノ船艙ニ積載スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

八 「七」ニ記載セル火藥類ハ甲板ナキ船舶ニ在リテハ同時ニ之ヲ船積スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

九 火藥類ハ容易ニ燃燒シ若クハ爆發ノ誘因ト爲ルベキ虞アル物品ニ接近シテ積載

シ又ハ他ノ貨物ノ下ニ積載スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一〇 火藥類ハ動搖セザル様緊密ニ積載スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一一 火藥類ノ取扱ハ安全且迅速ニ之ヲ完了スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一二 火藥類ハ機關室、蓄電池、發電機、料理場、石炭庫、油槽其ノ他熱氣アル場所ニ接近シテ積載スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一三 火藥類ハ旅客室、船員室又ハ之ニ接近シタル場所ニ積載スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一四 火藥類ヲ積載スル場所ニ鐵釘其ノ他鐵具アルトキハ木板、革、帆布又ハ毛布ノ類ヲ以テ之ヲ覆フベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一五 火藥類ヲ積載シタルトキハ艙口ヲ密閉シ覆布ヲ以テ之ヲ覆フベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一六 火藥類ノ取扱ヲ始ムル前及之ヲ終リタル後ハ其ノ都度其ノ場所ヲ掃除スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一七 銃砲火藥類取締ノ規定ニ依リ倉庫ニ貯藏スルコトヲ得ベキ數量ヲ超過スル火

藥類ヲ積載スル船舶湖川港内ニ於テ航行、碇泊又ハ繫留スルトキハ船舶検査ノ規定ニ依リ信號旗及紅燈ヲ具フルモノニ在リテハ晝間ノBノ信號旗夜間ハ紅燈ヲ檣頭其ノ他見易キ場所ニ掲ゲ其ノ他ノ船舶ニ在リテハ晝間ハ赤旗夜間ハ赤色安全燈ヲ見易キ場所ニ掲グベキモノナルニ

レニ違反ナシタルトキハ

一八 船舶ニハ其ノ常用外ノ火藥類ヲ貯藏スルコトヲ得ザルニ

一九 船舶ノ常用火藥類ハ木製ノ箱ニ容レ且容易ニ取出シ得ベキ安全ナル場所ニ之レヲ貯藏スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

二〇 「三」ニ記載セル場合ニ於テ警察官ヨリ危害豫防ノ爲メ命令セラレ之レニ違反シタルトキハ

二一 火藥類ハ銃砲火藥類ノ規定ニ依リ容器ニ收納スベキモノナルニ

二二 「二」ニ記載セル火藥類ハ其ノ容器又ハ包裝ノ頂部見易キ所ニ火藥、爆發物若クハ火工品ト明瞭ニ朱記シ又ハ朱記シタル標札ヲ附シ且轉輾スルコトヲ得ザルモノニ在リテハ其ノ旨ヲ標記スベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ

問

二三 火藥類ノ船積、陸揚又ハ荷繰ヲ爲ストキハ之ヲ投下スルコトヲ得ザルモノニシテ又激突ヲ豫防シ得ル様革、帆布又ハ毛布ノ類ヲ以テ其ノ經過スベキ場所ヲ蔽ヒタル場合ヲ除クノ外之ヲ轉輾スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

問

二四 火藥類ノ積卸ヲ爲ス場所又ハ火藥類ヲ積載シタル場所ニ於テハ安全燈ヲ除クノ外燈火ヲ使用スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

問

二五 「二四」ニ記載セル場所ニ於テハ鐵釘等ヲ附シタル靴類ヲ穿テ其ノ他發火シ易キ物品ヲ携帯シ又ハ喫煙スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

問

二六 旅客ハ火藥類ヲ携帯シテ乘船スルコトヲ得ザルニ(船長ノ許可ヲ得テ少量ノ銃用火藥ヲ携帯スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ)之レニ違反シタルトキハ

問

二七 詐偽ノ所爲ヲ以テ銃用實包、銃用空包、爆管ヲ附シ火藥類ヲ裝填セザル藥莢等トシ規定ノ適用ヲ免レタルトキハ

答

一・二・三・四・五・六・七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七 船長ヲ百圓以下ノ罰金ニ處セラ

### 第六節 危害品船積ノ部

問

一 火藥硝石硫黃之類及發火シ易キ製藥品其他油脂醬液并ニ腐敗シ易キ性質ニシテ他物ヲ損害スベキ物品ヲ船積スルニハ其ノ品名ヲ表包ノ外部或ハ其送狀ニ記載シ船主船長又ハ運漕會社危難請合會社等ノ承諾ノ後差出スベキモノナルヲ以テ若シ之ヲ尋常ノ荷物ト詐リテ船積シ或ハ船積セントシタルトキハ

問

二 船長及運漕會社等荷主ト申合此危害品ヲ尋常ノ荷物トシテ船積シ或ハ船積セント謀リタルトキハ

答

一・二 五百圓以下ノ罰金ニ處セラ

問

三 「二」ニ記載セル場合ニ於テ之ヲ見出スト雖モ之レヲ訴へ出ザルトキハ

答

三 貳百圓以下ノ罰金ニ處セラ

## 第三十三章 廣告、周旋、案内

### 第一節 廣告物取締法ノ部

問

一 行政官廳ヨリ美觀又ハ風致ヲ保存スル爲必要ト認メラレ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ニ對シ除却等ヲ命セラレ之レニ違反ナシタルトキハ

問

二 行政官廳ヨリ廣告物、看板其ノ他之ニ關スル物件ニシテ危險アリ又ハ安寧秩序ヲ害シ若シハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認メラレ除却等ヲ命セラレ之レニ違反ナシタルトキハ

答

一・二 拘留又ハ科料ニ處セラル

### 第二節 神佛ノ參拜其ノ他ノ代理、周旋行爲取締ノ部

問

一 神佛ノ參拜若シハ神樂、祈禱、禁厭ノ請求若シハ神符守札其ノ他ノ物品ノ請受ニ關スル代理又ハ周旋ヲ爲ス行爲ニシテ財物ヲ受ケ又ハ受ケントシ因テ公安ヲ害スルノ虞アリト認メラレ廳府縣長官(東京府ニ於テハ警視總監)ヨリ之レガ禁止又ハ制限ノ命ヲ

第三十三章 廣告、周旋、案内

第一節 廣告物取締法ノ部 第二節 神佛ノ參拜其ノ他ノ代理、周旋行爲取締ノ部 六一

受ケ之レニ違反シタルトキハ

- 二 「一」ニ記載セル命令ニ違背セル場合ニ於テ其ノ情ヲ知テ之ヲ補助シタルトキハ
- 一・二 二十五日以下ノ懲役又ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處セラレ

### 第三節 案内業者取締規則ノ部

問

一 通譯ニ依リ諸般ノ案内ヲ業ト爲サントスル者ハ願書ニ履歷書及寫眞二葉(手札形 蓋紙ヲ 附セス)ヲ添付シ地方長官ニ願出免許ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

二 停止中營業ヲ爲シタルトキハ

問

三 案内業者ハ豫メ被案内者ヨリ受クベキ報酬其ノ他ノ諸費用ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベキモノナルニ(其ノ之ヲ變更セントス)之レニ違反ナシタルトキハ

問

四 案内業者ハ名義ノ如何ヲ問ハズ認可額以外ノ報酬其ノ他ノ諸費用ヲ請求スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

五 案内業者ハ物品ノ購買其ノ他諸般ノ周旋ニ關シ直接又ハ間接ニ當事者ニ對シ利益ヲ請求スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

六 案内業者強テ案内センコトヲ勸誘シ若クハ勸誘セシメ又ハ故ナク案内ノ依頼ヲ

拒絕シ若クハ拒絕セシメ又依頼ノ趣旨ニ反シタル案内ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

答

一・二・三・四・五・六 貳拾五圓以下ノ罰金又ハ二十五日以下ノ懲役ニ處セラレ

問

七 案内業者ハ規定ニ示セル徽章ヲ製シ就業中之テ左胸部ニ附スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

八 案内業者ハ就業中免許證ヲ携帯シ案内ノ依頼ヲ受ケタル際之ヲ被案内者ニ提示スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

九 免許證ヲ毀損、亡失シ又ハ其ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ其ノ書換又ハ再下附テ願出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

一〇 案内業者廢業シ又ハ業務ヲ禁止セラレタルトキハ五日以内ニ免許證ヲ返納スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問

一一 案内業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ二十日以内ニ戶籍法ニ依リ届出義務者ニ於テ「一〇」ニ記載セル手續ヲ爲スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

答

七・八・九・一〇・一一 拘留又ハ科料ニ處セラレ



## 第三十四章 宿泊、娼妓、浴場

### 第一節 宿泊届其ノ他ノ部

- 問 一 旅店主其ノ他營業ニ依リ他人ヲ宿泊セシムル者ハ規定ニ依リ所轄警察署へ届出ヲ要スル事項ニ關シ警察官ノ尋問ニ答ヘズ若クハ答フルニ實チ以テセザルトキハ
- 二 一戸ヲ構ヘテ居住シ又ハ一戸ヲ構ヘザルモ九十日以上同一市町村ニ居住スベキ目的ヲ以テ居住スル外國人ハ自己及其ノ携帶セル家族ニ關シ氏名、國籍、職業、年齢、居住所、居住ノ年月日、前居住所、外國ニ於ケル住所及携帶セル家族ノ續柄ヲ居住ノ日ヨリ十日内ニ所轄警察署へ届出ヲ要スル事項ニ關シ警察署ノ尋問ニ答ヘズ若クハ答フルモ實チ以テセザルトキハ
- 問 三 「二」ニ記載セル事項ニ該當セザルモ九十日以上同一市町村ニ居住シタル外國人ハ九十日ノ末日ヨリ十日内ニ所轄警察署ニ届出ヲ要スベキモノナルニヨリ之レガ事項ニ關シ警察官ノ尋問ニ答ヘズ若クハ答フルモ實チ以テセザルトキハ
- 問 四 規定ニ依リ登録簿ニ登録セラレタル外寄寓外國人移轉スルトキハ之ヲ寄寓セシメタル者ヨリ十日以内ニ移轉ノ年月日及移轉先ヲ所轄警察官署ニ届出ヲ要スベキ

モノナルニヨリ之レガ事項ニ關シ警察官ノ尋問ニ答ヘズ若クハ答フルモ實ヲ以テセザルトキハ

問 五 規定ニ依リ登録簿ニ登録セラレ一戸ヲ構ヘタル外國人ノ家族移轉シタルトキハ其ノ外國人ヨリ十日以内ニ移轉ノ年月日及移轉先ヲ所轄警察官署ニ届出ヲ要スベキモノナルニヨリ之レガ事項ニ關シ警察官ノ尋問ニ答ヘズ若クハ答フルモ實ヲ以テセザルトキハ

問 六 規定ニ依リ登録簿ニ登録セラレタル一戸ヲ構ヘタル外國人自ラ移轉シ家族猶其ノ戸ニ留ルトキハ首長タルベキ成年者若シ首長タルベキ成年者ナキトキハ成年者中ノ年長者ヨリ十日以内ニ移轉ノ年月日及移轉先ヲ所轄警察官署ニ届出ヲ要スベキモノナルニヨリ之レガ事項ニ關シ警察官ノ尋問ニ答ヘズ若クハ答フルモ實ヲ以テセザルトキハ

問 七 規定ニ依リ登録簿ニ登録セラレタル一戸ヲ構ヘタル外國人ニシテ其ノ家屋ヲ所有スル者全戸他ヘ移轉スルトキハ其ノ外國人ヨリ十日以内ニ移轉ノ年月日及移轉先ヲ所轄警察官署ニ届出ヲ要スベキモノナルニヨリ之レガ事項ニ關シ警察官ノ尋問ニ答ヘズ若クハ答フルモ實ヲ以テセザルトキハ

問 八 規定ニ依リ登録簿ニ登録セラレタル外國人ニシテ「四」ヨリ「七」迄ニ記載セル事項ニ該當セザルトキハ家屋所有者又ハ家屋管理人ヨリ十日以内ニ移轉ノ年月日及移轉先ヲ所轄警察官署ニ届出ヲ要スベキモノナルニヨリ之レガ事項ニ關シ警察官ノ尋問ニ答ヘズ若クハ答フルモ實ヲ以テセザルトキハ

問 九 規定ニ依リ登録簿ニ登録セラレタル外國人自己又ハ家族ノ姓氏國籍ニ變更ヲ生ジタルトキハ變更ノ日ヨリ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヲ要スベキ事項其他本人家族寄寓者ニ關シ警察官ノ尋問ニ答ヘズ若クハ答フルモ實ヲ以テセザルトキハ又ハ旅券若クハ其ノ他國籍ヲ證明スベキ證書ヲ携帯スル外國人ハ警察官吏ノ請求アルトキハ示スベキモノナルニ之レニ應ゼザルトキハ

問 一〇 「一」ヨリ「九」迄ニ記載セル届出ヲ爲スモ實ヲ以テセザルトキハ  
一・二・三・四・五・六・七・八・九・一〇 貳拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

問 一一 「一」ヨリ「九」迄ニ記載セル届出ヲ爲サザルトキハ  
一 二 宿泊者ハ其ノ家ノ主人若クハ管理人ノ請求アルトキハ「一」ニ記載ノ届出ヲ要スル事項ヲ告ゲ又ハ主人若クハ管理人ノ交付セル用紙ニ之ヲ記載スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

問 一三 外國人一戸ヲ構ヘザル場合ニ於テハ之ヲ寄寓セシメタル者又ハ外國人他人ノ家屋ヲ借受ケ一戸ヲ構ヘタル場合ニ於テハ家屋所有者若クハ家屋管理人「二」及ビ

「三」ニ記載セル届書ニ連署スベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ  
 一、一、二、一三、壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處セラル

### 第二節 娼妓取締規則ノ部

一 虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名簿登録ヲ申請セシメタルトキハ

二 娼妓名簿削除申請ニ關シテハ何人ト雖ドモ妨害ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違

反シタルトキハ

三 本人ノ意ニ反シテ強テ娼妓名簿ノ登録申請又ハ登録削除申請ヲ爲サシメタルト  
 キハ

四 「八」ニ記載セル事故ニ依リ稼業ニ就クコトヲ得ザル者又ハ稼業停止中ノ娼妓ヲ  
 シテ強テ稼業ニ就カシメタルトキハ

一・二・三・四 三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處セラレ

五 虚偽ノ事故ヲ具シ娼妓名簿登録ヲ申請シタルトキハ

六 娼妓ハ廳府縣ノ規定ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ザルニ之レニ  
 違反シタルトキハ

七 娼妓ハ廳府縣令ノ規定ニ從ヒ健康診断ヲ受クベキモノナルニ之レニ違反シタル

トキハ

八 警察官署ノ指定シタル醫師又ハ病院ニ於テ疾病ニ罹リ稼業ニ就クコトヲ得ザル  
 者又ハ傳染性疾患アル者ト診断セラレタル娼妓ハ治療ノ上健康診断ヲ受クルニ非

九 娼妓稼業ニ就クコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ  
 ザレバ稼業ニ就クコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

一〇 官廳ノ許可シタル貸座敷内ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ  
 違反シタルトキハ

一一 娼妓稼業ノ停止ヲ命セラレ之レニ違反シタルトキハ  
 五・六・七・八・九・一〇・一一 拘留又ハ科料ニ處セラレ

### 第三節 客ノ來集ヲ目的トスル浴場ニ關スルノ部

一 客ノ來集ヲ目的トスル浴場ニ於テハ十二歳以上ノ男女ヲシテ混浴セシムルコト  
 ヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

一 營業者ヲ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處セラレ

### 第三十五章

### 警察、豫戒、富籤、其他

#### 第一節

#### 治安警察法ノ部

- 問 一 政事ニ關スル結社ノ主幹者(支社ニ在リテハ支社ノ主幹者)ハ結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及其ノ主幹者ノ氏名ヲ其ノ事務所所在地ノ管轄警察官署ニ届出ベキモノナルニ(其届出ノ事項ニ變更アリタルトキハ亦同シ)之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 二 「五」ニ記載セル届出ヲ爲スモ實ヲ以テセザルトキハ
- 問 三 「六」ニ記載セル届出ヲ爲スモ實ヲ以テセザルトキハ
- 答 一・二・三 參拾圓以下ノ罰金ニ處セラル
- 問 四 政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カントスル者ハ發起人ヲ定ムベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 五 發起人ハ到達スベキ時間ヲ除キ開會三時間以前ニ集會ノ場所、年月日時ヲ會場所在地ノ管轄警察官署ニ届出ベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ
- 問 六 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若クハ多衆運動セントスルトキハ發起人ヨリ十二時間以前ニ會同スベキ場所、年月日時及其ノ通過スベキ路線ヲ管轄警察官署ニ届出ベ

キモノナルニ(祭葬、講社、學生、生徒ノ體育運動其ノ他)之レニ違反ナシタルトキハ

七 現役及召集中ノ豫備後備ノ陸海軍軍人、警察官、神官神職僧侶其ノ他諸宗教師、官立公立私立學校ノ教員學生生徒、女子、未成年者、公權剝奪及停止中ノ者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

八 女子及未成年者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ若クハ其ノ發起人タルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

九 公權剝奪及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一〇 日本臣民ニ非ザル者ハ政事上ノ結社ニ加入シ又ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一一 「七」ヨリ「一〇」迄ニ記載セル事項ニ違背シ入社シタルトキハ  
四・五・六・七・八・九・一〇・一一 貳拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

一二 安寧秩序ヲ保持スル爲警察官ヨリ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若クハ群集ノ談制限、禁止若クハ解散又ハ屋内ノ集會ヲ解散セラレ之レニ違反ナシタルトキハ

一三 二月以下ノ懲役又ハ參拾圓以下ノ罰金ニ處セラル  
一四 結社ヲシテ「一二」ニ記載セル事項ニ該當スルトキ内務大臣ヨリ之ヲ禁止セラ

レ之レニ違反ナシタルトキハ

一三 六月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處セラル

一四 集會ニ於テハ罪ノ豫審ニ關スル事項ヲ公判ニ付セザル以前ニ講談論議シ又ハ傍聽ヲ禁シタル訴訟ニ關スル事項ヲ講談論議スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一五 集會ニ於テハ犯罪ヲ煽動若クハ曲庇シ又ハ犯罪人若クハ刑事被告人ヲ賞恤若クハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ講談論議ヲ爲スコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

一六 集會ニ於ケル講談論議ニシテ「一四」及「一五」ニ記載セル規定ニ違背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若クハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認めラレ警察官ヨリ其ノ人ノ講談論議ヲ中止セラレ之レニ違反ナシタルトキハ

一四・一五・一六 三月以下ノ禁錮又ハ拾圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處セラル  
一七 「一」ニ記載セル届出ヲ爲スモ實ヲ以テセザルトキハ

一八 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若クハ主タル會同者ト認めラレタル者ニ於テ之ヲ答フベキモノナルニ之レニ違反ナシタルトキハ

第三十五章 警察、豫戒、審議、其他 第一節 治安警察法ノ部

問 問

一九 「一八」ニ記載セル場合ニ於テ答フルモ實チ以テセザルトキハ

二〇 警察官署ガ制服ヲ着シタル警察官ヲ派遣シ政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ニ臨監又ハ其ノ集會ニシテ政事ニ關セザルモノト雖安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認メラレ臨監ノ場合ニ於テ之ヲ拒ミタルトキハ

二一 「二〇」ニ記載セル場合ニ於テ警察官ノ臨監席ヲ供セザルトキハ

一七・一八・一九・二〇・二一 五拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

二二 集會又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ故ラニ喧擾シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキ警察官ヨリ之レガ制止ノ命ニ從ハザルニヨリ現場ヨリ退去ヲ命ゼラレタル後仍退去セザルトキハ

問 答

二二 一月以下ノ禁錮又ハ貳拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

二三 集會及多衆ノ運動ニ於テハ戎器又ハ兇器ヲ携帯スルコトヲ得ザルニ(規定ニ依リ戎器ヲ携帯スル者ハ此ノ限ニ在ラズ)之レニ違反ナシタルトキハ

二四 三月以下ノ禁錮又ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

二五 秘密ノ結社ヲ組織シ又ハ秘密ノ結社ニ加入シタルトキハ

二六 六月以上一年以下ノ禁錮ニ處セラル

二七 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌ノ

問 答

揭示、頒布、朗讀若クハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若クハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認メラレ警察官ヨリ禁止ヲ命ゼラレ之レニ違反ナシタルトキハ

二五 一月以上ノ禁錮又ハ參拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

二六 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲ爲スベキ團結ニ加入セシメ若クハ其ノ加入ヲ妨グルコト、同盟解雇若クハ同盟罷業ヲ遂行スルガ爲使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若クハ勞務ニ從事スルノ申込ヲ拒絕セシメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ若クハ勞務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絕セシムルコト、勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコトノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行、脅迫シ若クハ公然誹毀ナシタルトキハ

二七 同盟解雇若クハ同盟罷業ヲ遂行スルガ爲使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若クハ勞務ニ從事スルノ申込ヲ拒絕セシメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ若クハ煽動スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

二八 耕作ノ目的ニ出ヅル土地賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ユルガ爲相手方ニ對シ暴行、脅迫シ若クハ公然誹毀スルコトヲ得ザルニ之レニ違反ナシタルトキハ

第三十五章 警察、豫戒、審議、其他 第一節 治安警察法ノ部

問 答

六二五

問 二九 使用者ノ同盟解雇又ハ勞務者ノ同盟罷業ニ加盟セザル者ニ對シテ暴行、脅迫

シ若クハ公然誹毀スルトキハ

答 二六・二七・二八・二九 一月以上六月以下ノ懲役ニ處セラル

問 三〇 行政官廳ヨリ安寧秩序ヲ保持スルノ爲必要ト認メラレ戎器、爆發物又ハ戎器

ヲ仕込ミタル物件ノ携帯ヲ禁ゼラレ之レニ違反ナシタルトキハ

答 三〇 六月以下ノ懲役ニ處セラル

第二節 警察犯處罰令ノ部

問 一 故ナク人ノ居住若クハ看守セザル邸宅、建造物及船舶内ニ潛伏シタルトキハ

問 二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若クハ容止ヲ爲シタルトキハ

問 三 一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊ナシタルトキハ

問 四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタルトキハ

答 一・二・三・四 二十日未滿ノ拘留ニ處セラル「此ノ規定ニ於ケル違反行爲ヲ教唆シ又

ハ幫助シタルトキハ各其ノ條項ニ照シ罰セラルルナリ」

問 五 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタルトキハ

問 六 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキハ

問 七 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配付シタルトキ

ハ

問 八 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若クハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益

ノ分配若クハ金品ヲ強請シタルトキハ

問 九 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタルトキハ

問 一〇 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リ

タルトキハ

問 一一 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタ

ルトキハ

問 一二 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ

代料ヲ請求シタルトキハ

問 一三 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタルトキハ

問 一四 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若クハ人ノ死

屍、死胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セザルトキハ

問 一五 「一四」ニ記載セル死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シ

タルトキハ

- 一六 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタルトキハ
- 一七 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルベキ行爲ヲ爲シタルトキハ
- 一八 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危険ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ装置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタルトキハ
- 一九 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタルトキハ
- 二〇 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯ゼズ混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタルトキハ
- 二一 人ヲ誑惑セシムベキ流言、浮説又ハ虚報ヲ爲シタルトキハ
- 二二 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若クハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタルトキハ
- 二三 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ゲタルトキハ
- 二四 濫ニ催眠術ヲ施シタルトキハ
- 二五 官職、位記、勳爵、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ僭用シ若クハ之ニ類似ノモノヲ使用シタルトキハ

- 二六 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯ゼザルトキハ
- 二七 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ゲ若クハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタルトキハ
- 二八 河川、溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨グベキ行爲ヲ爲シタルトキハ
- 二九 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタルトキハ
- 三〇 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタルトキハ
- 三一 官公署ノ榜示シ若クハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚瀆シ若クハ撤去シタルトキハ
- 三二 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯ゼズシテ其ノ現場ニ立入り若クハ其ノ場所ヨリ退去セズ又ハ官吏ヨリ援助ノ求テ受ケタルニ拘ラズ傍觀シテ之レニ應ゼザルトキハ
- 三三 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタルトキハ
- 三四 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタルトキハ
- 三五 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ゲ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタルトキハ



トキハ

問 三六 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタルトキハ

問 三七 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ボスベキ場所ニ對シ物件ヲ抛澆シ又ハ放射シタルトキハ

問 三八 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚瀆シタルトキハ

問 三九 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタルトキハ

問 四〇 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタルトキハ

問 四一 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スベキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタルトキハ

問 四二 濫ニ他人ノ繫ギタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタルトキハ

問 四三 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レガ保存ヲ爲シタルトキハ

問 四四 醜態ヲ爲シタルトキハ

問 四五 街路ニ於テ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキハ

問 四六 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他ノ劇發スベキ物ヲ玩ビタルトキハ

問 四七 家屋其ノ他ノ建造物若クハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚キタルトキハ

問 四八 石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタルトキハ

問 四九 開業ノ醫師、産婆故ナク病者又ハ妊婦産婦ノ招キニ應ゼザルトキハ

問 五〇 故ナク官公署ノ召喚ニ應ゼザルトキハ

問 五一 炮煮、洗滌、剝皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スベキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケズ店頭ニ陳列シタルトキハ

問 五二 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レガ取除ノ義務ヲ怠リタルトキハ

問 五三 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタルトキハ

問 五四 濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ喉シ又ハ驚逸セシメタルトキハ

問 五五 狂犬、猛獸等ノ緊鎖ヲ怠リ逸走セシメタルトキハ

答 四二 濫ニ他人ノ繫ギタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタルトキハ  
五・六・七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二 三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處セラル「此ノ規定ニ於ケル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタルトキハ各其ノ條項ニ照シ罰セラルナリ」

- 五六 公衆ノ目ニ觸ルベキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタルトキハ
- 五七 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚瀆シ若クハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札、招牌、賣貨家札其ノ他榜標ノ類ヲ汚瀆シ若クハ撤去シタルトキハ
- 五八 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繫ギタルトキハ
- 五九 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタルトキハ
- 四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七
- 五八・五九 貳拾圓未滿ノ科料ニ處セラル「此ノ規定ニ於ケル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタルトキハ各其ノ條項ニ照シ罰セラルルナリ」

### 第三節 刑死者犯罪者墓標ニ關スル部

- 一 死刑者ノ墓標ニハ氏名、法號、族籍、年齢、生死ノ年月日ヲ記入スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ
- 二 死刑者ノ墓標ハ遺骸、埋葬地又ハ祖先榮城ノ外之ヲ建設スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ
- 三 死刑者ノ墓標ハ異様ノ建設及文字ニ彩色ヲ施スコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

問 四 所轄警察署ノ許可ヲ受クルニアラザレバ死刑者ノ爲メ公然祭祀ヲ行フコトヲ得

ザルニ(親族ノ香花ヲ供スルノ類ハ此ノ限りニ在ラズ)之レニ違反シタルトキハ

問 五 死刑者ノ寫眞其他肖像ヲ公然陳列シ又販賣若クハ其他總テ賞揚哀悼スルコトヲ得ザルニ之レニ違反シタルトキハ

問 六 犯罪ニ關シ現ニ捜査、起訴、拘留、服刑中ノ者若クハ捜査、起訴、拘留、服刑中ニ死去シタル者及刑ヲ免レント欲シテ自殺シ或ハ犯罪現行ノ際殺害セラレタル者ニ付地方官長又ハ警視總監ヨリ安寧秩序ヲ保持スルニ必要ナリト認めラレ特ニ命令ヲ以テ「一」ヨリ「五」迄ニ記載セル行爲ヲ禁ゼラレ之レニ違反シタルトキハ

答 一・二・三・四・五・六 貳圓以上貳拾五圓以下ノ罰金若クハ十一日以上二十五日以下ノ禁錮ニ處セラル

### 第四節 道府縣聯合共進會規則ノ部

問 一 出品又ハ審査ニ關シ詐偽ノ行爲ヲ爲シタルトキ又ハ道府縣聯合共進會ノ定ムル

規定ニ違反シテ出品ヲ損壞、傷害又ハ撤去シタルトキハ  
答 一 百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラル

### 第五節 工場抵當法ノ部

問 一 工場（營業ノ爲メ物品ノ製造若ハ加工又ハ印刷若ハ撮影ノ目的ニ使用スル場所ヲ指シ、）ノ所有者

又ハ法律ニ依リ之レニ代リテ一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル者ガ讓渡又ハ質入ノ

目的ヲ以テ規定（工場ノ所有者ガ工場ニ屬スル土地ノ上ニ設定シタル抵當權ハ建物ヲ除クノ外其土地ニ

供スル物ニ及ブ、設定行爲ニ別段ノ定メアル場合ハ此ノ限ニアラズ、又此ノ規定ハ）ニ依リ抵當權ノ

工場ノ所有者ガ工場ニ屬スル建物ノ上ニ設定シタル抵當權ニ之ヲ準用セラルナリ）

目的タル物ヲ第三者ニ引渡シ又ハ引渡サシメタルトキハ  
答 一 十五日以上貳月以下ノ懲役ニ處セラル

問 二 工場ノ所有者ガ抵當權ノ目的ト爲シタル物又ハ抵當權ノ目的ト爲シタル工場財

團ニ屬スル物ヲ毀損シ又ハ毀損セシメタルトキハ  
答 二 刑法ニ依リ準用シテ罰セラル

### 第六節 決闘罪處分法ノ部

問 一 決闘ヲ挑ミタルトキ又ハ其挑ニ應ジタルトキハ  
答 一 六月以上二年以下ノ懲役ニ處セラル

問 二 決闘ヲ行ヒタルトキハ  
答 二 一年以上五年以下ノ懲役ニ處セラル

問 三 證人介添人等何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラズ決闘ノ立會ヲ爲シ又ハ立會ヲ爲ス

コトヲ約シタルトキハ  
問 四 情ヲ知テ決闘ノ場所ヲ貸與シ又ハ供用セシメタルトキハ  
答 三・四 一月以上一年以下ノ懲役ニ處セラル

問 一 法廷ニ於テ審問ヲ妨ゲタルトキ又ハ不當ノ行狀ヲ爲シタルトキハ  
答 一 五圓以下ノ罰金若クハ五日以内ノ拘留ニ處セラル

問 二 情ヲ知テ決闘ノ場所ヲ貸與シ又ハ供用セシメタルトキハ  
答 三・四 一月以上一年以下ノ懲役ニ處セラル

問 三 證人介添人等何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラズ決闘ノ立會ヲ爲シ又ハ立會ヲ爲ス

コトヲ約シタルトキハ  
問 四 情ヲ知テ決闘ノ場所ヲ貸與シ又ハ供用セシメタルトキハ  
答 三・四 一月以上一年以下ノ懲役ニ處セラル

### 第七節 裁判所構成法ノ部

問 一 法廷ニ於テ審問ヲ妨ゲタルトキ又ハ不當ノ行狀ヲ爲シタルトキハ  
答 一 五圓以下ノ罰金若クハ五日以内ノ拘留ニ處セラル

### 第八節 懸賞又ハ富籤類其ノ他射倖ノ部

問 一 懸賞又ハ富籤類其ノ他射倖ノ方法ヲ用イシムルコトヲ提供シ又ハ投票ヲ募集スルノ行爲ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認メラレ廳府縣長官ヨリ之ヲ禁止又ハ制限ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ命令ニ違反シタルトキハ

答 一 三月以下ノ懲役又ハ百圓以内ノ罰金ニ處セラル

問 二 「一」ニ記載ノ情ヲ知リテ其ノ行爲ニ附隨シテ寄贈ヲ申出又ハ提供ヲ應諾シ投票ヲ行ヒ又ハ投票ノ結果ニ依リ彰表物ヲ受ケタルトキハ

答 二 科料ニ處セラル

### 第九節 行政裁判所長官評定官懲戒令ノ部

問 一 懲戒裁判所又ハ受命裁判官若クハ受託判事ヨリ證人トシテ呼出サレタル者及鑑定又ハ通事ノ爲呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應ゼズ若クハ其ノ義務

ヲ盡サザルトキハ

答 一 四圓以上四拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

問 二 證人トシテ懲戒裁判所又ハ受命裁判官若クハ受託判事ヨリ呼出サレタル者偽證ヲ爲シタルトキ及鑑定又ハ通事ノ爲懲戒裁判所又ハ受命裁判官若クハ受託判事ヨリ呼出サレタル者詐偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ

問 三 「二」ニ記載ノ事項ニ關シ賄賂其ノ他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ偽證又ハ詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サシメタルトキハ

答 二・三 一月以上一年以下ノ懲役ニ處セラル

### 第十節 會計検査官懲戒法ノ部

問 一 懲戒裁判所又ハ受命裁判官ヨリ證人トシテ呼出サレタル者及鑑定又ハ通事ノ爲呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應ゼズ又ハ其ノ義務ヲ盡サザルトキハ

答 一 四圓以上四拾圓以下ノ罰金ニ處セラル

問 二 證人トシテ懲戒裁判所又ハ受命裁判官若クハ受託判事ヨリ呼出サレタル者偽證ヲ爲シタルトキ及鑑定又ハ通事ノ爲懲戒裁判所又ハ受命裁判官若クハ受託判事ヨリ呼出サレタル者詐偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ

問 三 「二」ニ記載セル事項ニ關シ賄賂其ノ他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ偽證又ハ詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サシメタルトキハ

答 二・三 一月以上一年以下ノ懲役ニ處セラル

### 第十一節 工場統計報告規則ノ部

問 一 工場ニ於テ直接作業ニ従事スル者平均一日五人以上ヲ使用スル工場主ハ地方長官ヨリ配付セラレタル規定ノ工場票(二箇以上ノ工場ヲ有スル者ハ各工場各別ニ工場票ニ調査記入スベキモノナリ)ノ相當欄ニ毎五年十二月三十一日現在ニ依リ調査記入シ翌年二月末日迄ニ所轄地方長官ニ報告スベキモノナルニ(兼業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ)之レヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ

答 一 貳拾五圓以下ノ罰金ニ處セラル 「工場主ガ法人、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ之レガ罰則ハ法人ノ代表者又ハ法定代理人ニ之ヲ適用セラルナリ但未成年者ノ場合ニ於テハ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラザルナリ」

### 第十二節 市町村ニ於テ條例ヲ定メ民勢調査ノ部

問 一 市(北海道區制及沖繩縣區制ニ依ル區ヲ含ム)町村ニ於テ條例ヲ定メ民勢ノ調査ヲ爲スニ當リ故意ニ申告

ヲ拒ミ若クハ虚偽ノ申告ヲ爲シ又ハ其ノ調査ヲ忌避シタルトキハ

問 二 「一」ニ記載セル事項ニ關シ虚説造言ヲ放チ偽計威力ヲ用非テ調査ヲ妨害ナシタルトキハ

答 一・二 貳拾五圓以下ノ罰金ニ處セラル

## 刑罰問答終

大正四年八月八日印刷  
大正四年八月十五日發行

復製不許



著者兼  
發行所

印刷者

印刷所

發行所

定價金壹圓

京都市上京區今出川通新町西へ入ル  
辨財天町三百十二番地

三崎武三

京都市上京區衣櫛通り出水上ル  
御靈町七十番地

川勝靜三郎

京都市上京區柳馬場通二條下ル  
等持寺町十番地

合資商報會社

京都市上京區今出川通新町西へ入ル  
辨財天町三百十二番地

赤心堂



正 誤

- 四九三頁 一行目ノ「第二十五章竊案」ノ七字ヲ除ク
- 同 二行目「第一節」ハ「第一節ノ二」ノ誤
- 四九八頁 十四行目ノ全文ヲ除ク
- 五〇八頁ノ末行ニ「スル毎ニ其ノ名稱數量及年月日ヲ記載ス  
ベキモノナルニ之レニ違反シタルトキハ」ノ三十六字ヲ加フ
- 二九二頁ノ次「九三三」トアルハ「二九三」ノ誤
- 一〇八頁ノ下「(自一〇九頁)」ヲ除ク

終